

Ver. 3-1

# 薬学教育（6年制）第三者評価

## 評価基準

2026年3月

一般社団法人 薬学教育評価機構

## 「薬学教育評価 評価基準」における『基準』と『観点』について

本機構は、各薬科大学・薬学部の6年制薬学教育プログラムを対象とし、「薬学教育評価評価基準」に基づき評価を実施します。

『基準』は、6年制薬学教育プログラムとして満たすことが必要と考えられる要件及び当該学部・学科の教育研究上の目的に照らして教育活動等の状況を、エビデンスに基づいて多面的に分析し改善・向上するための内容を定めたものです。

『観点』は、『基準』への適合性又は先導性を判断するときの重点的な内容を定めたものです。

『基準』『観点』の表記は、その内容により、求められる「適合性」と期待される「先導性」に分けて、次の三つに分類されます。

### <適合性>

- (1) 各学部・学科において、定められた内容が満たされていることが求められるもの。  
表記は 「・・・であること。」 「・・・されていること。」 「・・・図られていること。」
- (2) 各学部・学科において、少なくとも、定められた内容に関わる措置を講じていることが求められるもの。  
表記は 「・・・に努めていること。」

### <先導性>

- (3) 各学部・学科において、第3期以降を含め、本基準の適用・改訂を通して、実現が望まれることから、実施されていれば先導性があると現時点で判断されるもの。  
なお、表記が「・・・が望ましい。」に限らず、薬学教育プログラム全体の底上げのために普及・活用が期待されるものなどを含む。

注釈は、それぞれ該当する『基準』『観点』の記載内容を明確にし、あるいは例示したものです。なお、用語の理解を深めるために英語を併記している場合があります。

## 1 教育研究上の目的と三つの方針

### 【基準 1-1】

薬学教育プログラムにおける教育研究上の目的が、大学・学部の理念及び薬剤師養成教育として果たすべき使命を踏まえて設定され、公表されていること。

注釈①：「薬学教育プログラム」とは、薬学部の6年制課程におけるプログラムを指す。複数学科を持つ場合は、教育研究上の目的を学科ごとに定めること。

【観点 1-1-1】教育研究上の目的が、医療を取り巻く環境、並びに患者・生活者及び社会の薬剤師に対するニーズを反映したものとなっていること。

【観点 1-1-2】教育研究上の目的が、学則等で規定され、教職員及び学生に周知が図られるとともに、説明責任を果たすために社会に向けホームページ等で公表されていること。

### 【基準 1-2】

教育研究上の目的に基づき、三つの方針が一貫性・整合性のあるものとして策定され、公表されていること。

注釈②：「三つの方針」（三つのポリシー）とは、学校教育法施行規則第165条の2に規定されている「卒業又は修了の認定に関する方針」、「教育課程の編成及び実施に関する方針」及び「入学者の受入れに関する方針」を指す。それぞれこれらの策定及び運用に関するガイドラインに記載されている「卒業認定・学位授与の方針」（ディプロマ・ポリシー）、「教育課程編成・実施の方針」（カリキュラム・ポリシー）及び「入学者受入れの方針」（アドミッション・ポリシー）と同じ意味内容を指すものである。

【観点 1-2-1】卒業又は修了の認定に関する方針では、大学・学部が目標とする将来の「薬剤師に求められる資質・能力」を見据えて、卒業までに学生が獲得すべき、目標としての学修成果が具体的に設定されていること。

注釈③：「卒業までに学生が獲得すべき、目標としての学修成果」は、大学が求める将来の「薬剤師に求められる資質・能力」を身につけるために、薬学教育モデル・コア・カリキュラム令和4年度改訂版（以下、モデル・コア・カリキュラム）の大項目B～Gの学修目標を踏まえ、各大学の独自の教育方針に則って定めるもの。

【観点 1-2-2】教育課程の編成及び実施に関する方針では、卒業又は修了の認定に関する方針を踏まえた教育課程編成、当該教育課程における教育内容・方法、学修成果の評価の在り方等が具体的に設定されていること。

注釈④：「学修成果」とは、教育課程修了（卒業）時において学生が獲得すべき目標としての学修成果を意味する。

注釈⑤：卒業又は修了の認定に関する方針に示される学修成果の達成のために、どのような教育課程を編成し（体系性と科目の順次性）、どのような教育内容・方法で実施し（内容と方略の決定）、学修成果をどのように評価するのか（科目レベルの成績評価を超えたプログラムレベルのアセスメントプランなど）に関する方針を具体的に定める。カリキュラムの詳細については【基準3-1-1】で記述すること。

注釈⑥：学修の質を重視し、教授・学修方法（Teaching & Learning Methods）及び成績評価方法（のための課題）を、学修成果を得るために想定された学修活動に整合するように、プログラムレベルで設定する。なお、学修の質を科目レベルでどのように重視しているかは、【観点3-2-1-1】に記述すること。

注釈⑦：アセスメントプラン（Assessment Plan）とは、教育課程や学位プログラムにおいて、学生が学修成果をどの程度達成しているかを、体系的かつ継続的に評価するための計画を指す。なお、計画には以下の五つの要素を明示的に含むものである。

目的（Purpose）：プログラムの学修成果（ラーニングアウトカム、DP=Diploma Policy）で規定された到達目標をどのように可視化・検証し、改善につなげるかを明確にする。

評価対象（Outcomes to be Assessed）：プログラム修了時に学生が身につけているべき知識・技能・態度（コンピテンシー、資質・能力）の具体的記述。

方法（Assessment Methods）：学修成果を測定する手段（例：ルーブリック付きの成果物評価、統合試験、ポートフォリオ、アンケート、外部試験等）。直接評価（Direct Assessment）と間接評価（Indirect Assessment）の双方を適切に組み合わせる。

実施体制（Implementation and Responsibility）：誰が、いつ、どのような手順で評価を行い、結果を収集・分析するのかという役割分担とスケジュール。

利用（Use of Results / Closing the Loop）：評価結果をプログラム改善（カリキュラム設計、教授法改善、学修支援、方針見直し）にどう活用し、質保証サイクルを回すか。

**【観点 1-2-3】** 入学者の受入れに関する方針では、卒業又は修了の認定に関する方針並びに教育課程の編成及び実施に関する方針を踏まえ、どのような学生を求め、どのように学生を評価・選抜するか等が可能な限り具体的に設定されていること。

**【観点 1-2-4】** 三つの方針が、教職員及び学生に周知が図られるとともに、説明責任を果たすために社会に向けホームページ等で公表されていること。

### **【基準 1-3】**

教育研究上の目的及び三つの方針の検証が、計画的かつ継続的に行われていること。

注釈⑧：「検証」は、医療を取り巻く環境、並びに患者・生活者及び社会の薬剤師に対するニーズを分析した結果等を踏まえて行うこと。

## **2 内部質保証**

注釈⑨：内部質保証とは、【基準2-1】、【基準2-2】、【基準2-3】によって構成されるものをいい、自己点検・評価による改善が、特に教育研究上の目的及び三つの方針に基づく教育研究活動について効果的に機能していることを指す。

### **【基準 2-1】**

教育研究上の目的及び三つの方針に基づく教育研究活動について、自己点検・評価が適切に行われていること。

**【観点 2-1-1】** 自己点検・評価が組織的かつ計画的に行われていること。

注釈⑩：組織的かつ計画的な自己点検・評価とは、例えば評価プロセスやその実施体制、重点項目などが事前に設定され、組織的合意を経て実施されていることを指す。

注釈⑪：評価プロセスに、外部委員又は当該学部6年制課程の卒業生を含むこと。また、自己点検・評価は本機構の評価を受審する時だけでなく、恒常的に実施していること。

**【観点 2-1-2】** 自己点検・評価は、教育研究活動に対する質的・量的な解析に基づいていること。

注釈⑫：「質的・量的な解析」には以下のようなものがある。

- ・学修ポートフォリオ等を活用した学修達成度の解析
- ・卒業又は修了の認定に関する方針に掲げた学修成果の達成度の解析
- ・在籍（留年・休学・退学等）及び卒業状況（入学者に対する標準修業年限内の卒業者の割合等）の入学年次別解析等

**【観点 2-1-3】** 自己点検・評価の結果について説明責任を果たすために社会に向けホームページ等で公表されていること。

**【観点 2-1-4】** 学生「参加」の方法を検討した上で、学生が「参画」する体制が構築され、機能していることが望ましい。

### **【基準 2-2】**

教育研究活動の改善が、自己点検・評価結果等に基づいて適切に行われていること。

注釈⑬：「自己点検・評価結果等」の「等」とは、行政機関、認証評価機関、薬学教育評価機構からの指摘事項を含む。また、自己点検・評価結果等を教育研究活動に反映する体制が整備されていること。

### **【基準 2-3】**

学生の学修成果や大学全体の教育成果に関係する情報を、各大学の自主的・自律的な判断とその責任の下で、わかりやすく公表し、社会的に活用されるように工夫していること。

**【観点 2-3-1】** 教学マネジメント指針における「基本的な情報であって全ての大学において収集可能と考えられるもの」（巻末に資料を掲載）が含まれていること。

**【観点 2-3-2】** 教学マネジメント指針における「各大学の判断の下で収集することが想定される情報」（巻末に資料を掲載）が含まれていることが望ましい。

## 3 薬学教育カリキュラム

### 3-1 教育課程の編成

#### **【基準 3-1-1】**

薬学教育カリキュラムが、教育課程の編成及び実施に関する方針に基づいて構築されていること。

**【観点 3-1-1-1】** 教育課程の編成及び実施に関する方針に基づき、薬学教育カリキュラムが体系的に整理され、効果的に編成されていること。

注釈⑭：「体系的」とは、卒業又は修了の認定に関する方針に明示された達成すべき能力を修得させるような、カリキュラムの体系性を意味し、「効果的」とは、達成のための科目（統合科目を含む）の有効な順次性を意味する。

注釈⑮：【観点1-2-2】（注釈⑤）に基づき、薬学教育カリキュラムが体系的に整理され順次性をもって編成されていることが、カリキュラム・ツリー等を用いて明示されていること。

**【観点 3-1-1-2】薬学教育カリキュラムが、薬学共用試験や薬剤師国家試験の「合格率」の向上のみを目指す編成になっていないこと。**

注釈⑯：「合格率の向上のみを目指す編成」とは、特に高学年次に、国家試験の過去問のみを繰り返し解かせる演習科目を卒業研究時間や学びを深めるための学修時間を圧迫するほどに配置する、あるいは国家試験の合格可能性のみを実質的な判断基準とし、それによってそれまでの成績評価とは異なり多数の学生が不合格になる（前年次又は同年次前期科目までと比較して極端に合格率が低い）必修科目を配置する、などの編成を指す。

**【観点 3-1-1-3】薬学教育カリキュラムは、学生が薬学を修めるために必要な概念を理解し、様々な分野における知識・技能・態度等を自ら関連づけるとともに、根拠となる事実・データと論拠（理由づけ）を明確にした上で論理的に思考し、新たな問題に対して自分で解決策を見出せるよう設計されることが望ましい。**

注釈⑰：モデル・コア・カリキュラムの基本方針（巻末に資料を掲載）に説明されている通り、物事から、なんらかの共通性をとりだして括りだす思考作用が「抽象」で、そのようにしてとらえた内容が「概念」である。

**【観点 3-1-1-4】教育課程及びその内容、方法の適切性について検証され、その結果に基づき必要に応じて改善・向上が図られていること。**

注釈⑱：「適切性」について検証するとは、例えばモデル・コア・カリキュラムの改訂に伴う新設科目の要否、必修・選択科目あるいは配当年次の見直しなど、薬学教育カリキュラムの体系的・順次性が、教育研究上の目的及び卒業又は修了の認定に関する方針に合致しているかどうかを確認すること。

## 3-2 教育課程の実施

### 【基準 3-2-1】

教育課程の編成及び実施に関する方針に基づいた教育が適切に行われていること。

**【観点 3-2-1-1】学修の質を重視し、意図する学修成果に沿うように、教授・学修活動及び成績評価方法を設定し、実施していること。**

注釈⑲：＜意図する学修成果（目標）－教授・学修活動－評価＞の三つを整合させることによって、学生の能動的かつ深い学修アプローチを実現していること。学修とは学修者自身が知識を構成していく過程であり、その知識は状況に依存していることから、こうした整合を追求することが求められる。例えば、知識やスキルは、なぜ必要なのか・どのように使われるのかを理解して初めて意図する学修成果（目標）と結びつく。評価も、知識やスキルの再生産を求める穴埋め問題ではなく、知識やスキルが、なぜ必要なのか・どのように使われるのかを理解しようとする学修アプローチを評価できる課題を用意することが効果的である。学修活動においても、グループ活動の個々人の「役割分担」、討議の「方法」、「ツール」の使い方などを学生自身が創造することが、知識の構成には有効である。（学修成果については注釈④を参照。学修の質については注釈⑥を参照。）

注釈⑳：「教授・学修活動」とは、例えば薬学研究では、必修単位化、十分な研究期間の設定、研究論文の作成、研究成果の医療や薬学における位置づけの考察、研究発表会が行われていることを指す。

注釈㉑：モデル・コア・カリキュラムの「プロフェッショナリズム」の涵養を礎に、基礎と臨床を学生が自ら結び付けて最適な薬物治療を実践できる力を養成する教育を、プログラムレベルで構築し、科目レベルで実践していること。

注釈㉒：教授・学修活動や成績評価方法には、アクティブラーニングやパフォーマンス評価が含まれる。

**【観点 3-2-1-2】臨床薬学における実務実習が「臨床における実務実習に関するガイドライン」を踏まえて適切に行われていること。**

注釈⑳：モデル・コア・カリキュラム「F.臨床薬学」の精神に則って、実務実習の前後を含め、6年間のプログラムが包括的一体的に構築されていること。実務実習前に大学で行う患者個別の薬物治療を中心とした学修、実務実習終了後の学生が個々に体験した症例・事例の共有を通して、薬物治療に関する学修の深化・一般化が図られ、実務実習の質を確保していること。

注釈㉑：実習は、学生担当教員、学生、認定実務実習指導薬剤師が連携して実習を行う体制を整え、また期間中は連絡を密にとり、学生の学修の進捗状況（認定実務実習指導薬剤師が、学生の自己評価を形成的に評価し、日誌・週報へ日常的なフィードバックなどを行うほか、学生が実際に行う考察や行動からその能力の到達度を評価することを含む）等を定期的に共有し、薬局と病院間における共有も確実に実現することにより、ガイドラインに例示された標準的な実習内容が実施されていること。

### **【基準 3-2-2】**

各科目の成績評価が、公正かつ厳格に行われていること。

**【観点 3-2-2-1】各科目において適切な成績評価の方法・基準が設定され、学生への周知が図られていること。**

**【観点 3-2-2-2】各科目の成績評価が、設定された方法・基準に従って公正かつ厳格に行われていること。**

**【観点 3-2-2-3】成績評価の結果が、必要な関連情報とともに当事者である学生に告知されるとともに、成績評価に対しての学生からの異議申立の仕組みが整備され、学生へ周知が図られていること。**

### **【基準 3-2-3】**

進級が、公正かつ厳格に判定されていること。

**【観点 3-2-3-1】進級判定基準、留年の場合の取扱い等が設定され、学生への周知が図られていること。**

注釈㉒：「留年の場合の取扱い」には、留年生に対する上位学年配当の授業科目の履修を制限する制度、再履修を要する科目の範囲等を含む。

**【観点 3-2-3-2】各学年の進級判定が、設定された基準に従って公正かつ厳格に行われていること。**

### **【基準 3-2-4】**

卒業認定が、公正かつ厳格に行われていること。

**【観点 3-2-4-1】卒業認定の判定基準が卒業又は修了の認定に関する方針に基づいて適切に設定され、学生への周知が図られていること。**

**【観点 3-2-4-2】卒業に必要な単位数の修得だけでなく、卒業又は修了の認定に関する方針に掲げた学生が身につけるべき資質・能力を見据えた学修成果が評価されていること。**

**【観点 3-2-4-3】卒業認定が判定基準に従って適切な時期に、公正かつ厳格に行われていること。**

注釈㉓：「適切な時期」とは、当該年度の定められた期日までに卒業見込者の卒業証明書を厚生労働省に提出できる時期を指す。

### 【基準 3-2-5】

履修指導が適切に行われていること。

注釈⑳：「履修指導」には、日々の履修指導のほか、薬学教育の全体像を俯瞰できるような、入学者に対する導入ガイダンス、入学までの学習歴等に応じた履修指導、「臨床における実務実習に関するガイドライン」を踏まえた実務実習ガイダンス、留年生・卒業要件を充足できていない者に対する履修指導が含まれる。

## 3-3 学修成果の評価

### 【基準 3-3-1】

学修成果の評価が、教育課程の編成及び実施に関する方針に基づいて適切に行われていること。

注釈㉑：本基準における「学修成果」とは、教育課程修了（卒業）時まで学生が獲得すべき目標としての学修成果を意味する。（注釈④を参照。）

**【観点 3-3-1-1】** 学生が身につけるべき資質・能力を見据えた学修成果が、科目レベルの成績評価や関連科目との繋がりを基に、教育課程の進行に対応して計画的かつ段階的に評価されていること。

注釈㉒：評価に際しては、教育課程の編成及び実施に関する方針に基づいて適切にアセスメントプラン（例えば教育課程の編成及び実施に関する方針に基づいて設定したカリキュラムに則った教育の実施により、いつ、どのような方法で測定するかの計画（注釈⑦参照））が策定されていること。

注釈㉓：「学修成果」という言葉は、目標としての学修成果と修了（卒業）時まで獲得された学修成果という意味合いで用いられる。本観点では、その途上において評価が必要なことを「計画的かつ段階的」と表現している。

**【観点 3-3-1-2】** 実務実習を履修する段階で求められる能力が、薬学共用試験（CBT及びOSCE）を通じて確認されていること。

注釈㉔：実務実習を行うために必要な能力を修得していることが、薬学共用試験センターの提示した基準点に基づいて確認されていること。薬学共用試験（CBT及びOSCE）の実施時期、実施方法、合格者数及び合格基準が公表されていること。

**【観点 3-3-1-3】** 学修成果の評価結果が、教育課程の編成及び実施の改善・向上に活用されていること。

注釈㉕：「学修成果の評価結果」の活用とは、科目レベルの成績評価を超えたプログラムレベルのアセスメントプラン（注釈⑦参照）などに基づき評価した学修成果が、教育研究上の目的及び卒業又は修了の認定に関する方針に示した目標を達成しているかどうかを確認して、必要に応じてカリキュラム改訂に繋げることを指す。

## 4 学生の受入れ

### 【基準 4-1】

入学者（編入学を含む）の学力が、入学者の受入れに関する方針に基づいて適切に評価されていること。

注釈③：「学力」とは、学力の三要素のみならず、広く学修によって得られた能力を指す。

【観点 4-1-1】入学者の学力評価と受入れの決定が、責任ある体制の下で適切に行われていること。

【観点 4-1-2】大学が求める学生像に沿って、入学者選抜全体を通して入学者の学力が多面的・総合的に評価されていること。

【観点 4-1-3】プロフェッショナリズムを持った医療人に成長する可能性を評価するための工夫がなされていることが望ましい。

【観点 4-1-4】入学を希望する者への合理的な配慮に基づく公平な入学者選抜の機会を提供していること。

注釈④：「合理的な配慮」とは、障がいのある方が日常生活や社会生活で受けるさまざまな制限をもたらす原因となる社会的障壁を取り除くために、障がいのある方に対し、負担になり過ぎない範囲で、個別の状況に応じて行われる配慮を指す。

【観点 4-1-5】入学者の資質・能力について入学後に適宜検証され、その結果に基づき必要に応じて入学者受入れの改善・向上等が図られていること。

注釈⑤：「入学者の資質・能力」とは、ある特定の文脈における複雑な要求に対して知識・技能・態度等を結集して、上手く対応する力を指す。

注釈⑥：「改善・向上」には、善後策としての進路変更指導等が含まれる。

### 【基準 4-2】

入学者数及び在学者数が、入学定員及び収容定員と乖離していないこと。

【観点 4-2-1】最近6年間の入学者数が入学定員を大きく上回っていないこと。

【観点 4-2-2】在学者数が収容定員と大きく乖離していないこと。

注釈⑦：大学設置基準第18条とその関連諸規定に基づき収容定員に係る教員数や施設の規模等が定められており、これらに照らして在学者数が適正であることが求められる。

【観点 4-2-3】入学者数及び在学者数、在学者構成の適切性について適宜検証が行われ、その結果に基づき必要に応じて改善が図られていること。

注釈⑧：在学者数の適切性とは、共同学修やピア・サポートなど、グループワークが効果的に実施できるか否か等の観点による。

注釈⑨：在学者構成の適切性とは、留年率、退学率、ストレート卒業率等の観点による。

## 5 教員組織・職員組織

### 【基準 5-1】

教育研究上の目的に沿った教育研究活動の実施に必要な教員組織が整備されていること。

注釈⑩：「教員」とは、令和4年度大学設置基準等の改正に基づき、大学が採用している「専任教員」又は「基幹教員」を指す。

- 【観点 5-1-1】教育研究活動の実施に必要な教員組織の編成方針を定めていること。  
【観点 5-1-2】教員の数については法令に定められている数以上であること。また、教授、准教授、講師、助教の人数比率及び年齢構成が適切であること。

注釈④：教授は大学設置基準に定める教員数の半数以上。

注釈⑤：構成については、国際性や男女共同参画、ジェンダー平等など、教員の多様性にも留意すること。

- 【観点 5-1-3】収容定員を充足したうえで、1名の教員に対して学生数が10名以内であることが望ましい。

- 【観点 5-1-4】大学における教育を担当するのにふさわしい教育上の能力を有すると認められる者であって、かつ、研究上の優れた実績を有する者、又は専攻分野について特に優れた知識及び経験を有すると認められる者のいずれかに該当する者が、教員として配置されていること。

- 【観点 5-1-5】大学がカリキュラムにおいて主要と認める授業科目は、原則として、専任教員の教授、又は准教授が担当していること。基幹教員については、教授、准教授、又は講師が担当していること。

注釈⑥：主要と認める授業科目を、より高い専門性を持つ教員に担当させることを意図しており、専任教員については講師や助教に、基幹教員については助教に、授業の一部を分担させることは差し支えない。

- 【観点 5-1-6】教員の採用及び昇任が、適切な規程に基づいて行われていること。

- 【観点 5-1-7】教育研究上の目的に沿った教育研究活動を継続するために、次世代を担う教員の養成に努めていること。

注釈⑦：大学院への進学促進及び大学院生に対する取組み等を含む。

## 【基準 5-2】

教育研究上の目的に沿った教育研究活動が、適切に行われていること。

- 【観点 5-2-1】教員の活動が、最近5年間における教育研究上の業績等で示され、公表されていること。

- 【観点 5-2-2】研究活動を行うための環境が整備されていること。

注釈⑧：研究環境には、研究時間の確保、研究費の配分等が含まれる。

- 【観点 5-2-3】教育研究活動の向上を図るための組織的な取組みが適切に行われていること。

注釈⑨：「組織的な取組み」には、組織・体制の整備、授業評価アンケート等に基づく授業改善、ファカルティ・ディベロップメント、スタッフ・ディベロップメント等が含まれる。また、ティーチング・アシスタント等を含む指導補助者に対する必要な研修とその計画的育成を含む。

- 【観点 5-2-4】基礎系と臨床系等様々な教員がプログラムレベルと科目レベルで協働して教育する体制がとられ、実質化されているよう努めていること。

- 【観点 5-2-5】薬剤師としての実務の経験を有する教員が、常に新しい医療に対応するために研鑽できる体制・制度が整備され、機能していること。

- 【観点 5-2-6】教育研究活動及びその評価・改善の実施に必要な職員組織（教員以外の組織）が整備され、教職協働によって機能していること。

注釈⑩：「教職協働」とは、教員と職員とが目標を共有しつつ協働して業務を遂行することを指す。

## 6 学生の支援

### 【基準 6-1】

修学支援体制が適切に整備され、機能していること。

【観点 6-1-1】学修・生活相談の体制が整備され、機能していること。

【観点 6-1-2】学生が主体的に進路を選択できるよう、必要な支援体制が整備され、機能していること。

注釈④：「支援体制」には、進路選択に関する支援組織や委員会の設置、就職相談会の開催等を含む。

【観点 6-1-3】学生の意見を教育や学生生活に反映するための体制が整備され、機能していること。

注釈⑤：「反映するための体制」には、学生の意見を収集するための組織や委員会の設置、アンケート調査の実施等が含まれる。

【観点 6-1-4】学生が安全かつ安心して学修に専念するための体制が整備され、機能していること。

注釈⑥：「学修に専念するための体制」には、以下が含まれる。

実験・実習及び卒業研究等に必要な安全教育、各種保険（傷害保険、損害賠償保険等）に関する情報の収集・管理と学生に対する加入の指導、事故・災害の発生時や被害防止のためのマニュアルの整備と講習会の開催、学生及び教職員への周知、健康診断、予防接種等。

【観点 6-1-5】学生の修学支援の適切性について定期的に点検・評価を行い、その結果をもとに改善・向上に向けた取組みが行われていること。

## 7 施設・設備

### 【基準 7-1】

教育研究上の目的に沿った教育研究活動の実施に必要な施設・設備が整備されていること。

注釈⑦：「施設・設備」には、以下が含まれる。

教室（講義室、実験実習室、演習室等）、動物実験施設、薬用植物園、図書室・資料閲覧室・自習室（能動的学修が効果的に実施できる施設・設備であり、適切な利用時間の設定を含む）、臨床準備教育のための施設（模擬薬局等）・設備、ジェンダーフリー・バリアフリーの施設・設備、薬学教育研究のための施設・設備、必要な図書・学修資料（電子ジャーナル等）など。

## 8 社会連携・社会貢献

### 【基準 8-1】

教育研究活動等を通じて、社会と連携し、社会に貢献していること。

【観点 8-1-1】医療・薬学の発展及び薬剤師の資質・能力の向上に貢献していること。

注釈⑧：地域の薬剤師会・病院薬剤師会・医師会等の関係団体、製薬企業等の産業界及び行政機関との連携、生涯学習プログラムの提供等を含む。

【観点 8-1-2】地域における保健衛生の維持・向上に貢献していること。

注釈⑬：地域住民に対する公開講座の開催、健康イベントの支援活動、地域医療・地域包括ケアシステム・公衆衛生への貢献等を含む。地域の課題（薬剤師の確保や地域偏在など）に大学として取り組んでいることが望ましい。

**【観点 8-1-3】医療・薬学における国際交流の活性化に努めていること。**

注釈⑭：大学間協定、海外の研究者・留学生の受入れ、教職員・学生の海外研修・留学等を含む。

(参考)

『基準』数及び『観点』数				
項目		『基準』数	『観点』数	
1 教育研究上の目的と三つの方針		3	6	
2 内部質保証		3	6	
3 薬学教育カリキュラム	3-1 教育課程の編成	1	7	4
	3-2 教育課程の実施	5		10
	3-3 学修成果の評価	1		3
4 学生の受入れ		2	8	
5 教員組織・職員組織		2	13	
6 学生の支援		1	5	
7 施設・設備		1	0	
8 社会連携・社会貢献		1	3	
(合計数)		20	58	

**「Ⅲ 学修成果・教育成果の把握・可視化」  
関係**

「卒業認定・学位授与の方針」に定められた学修目標の  
達成状況を明らかにするための  
学修成果・教育成果に関する情報について

- ・以下の表に掲げる情報は、「卒業認定・学位授与の方針」に定められた学修目標の達成状況を明らかにするために使用可能な、学修成果・教育成果に関する情報である。
- ・これらの情報について、「卒業認定・学位授与の方針」の各項目にひも付けて整理し、分かりやすい形でまとめなおすことが考えられる（別紙1参照）。
- ・これらの情報や学生の学修履歴・活動履歴を体系的に蓄積・収集し、大学のみならず一人一人の学生が様々な形で自ら身に付けた資質・能力のエビデンスとして活用できるようにするために、学修ポートフォリオの利用等が効果的に機能するものと考えられる。また、学修ポートフォリオに蓄積された学修成果・教育成果に関する情報をエビデンスとして用いて、「卒業認定・学位授与の方針」に定められた資質・能力の修得状況を評価することも考えられる。
- ・なお、これらの情報は、「卒業認定・学位授与の方針」に定められた学修目標の達成状況を明らかにするための学修成果・教育成果に関する情報として考えられるものあくまで例として示したものである。また、学位プログラムの内容やその学修目標（特に（2）に分類されたもの）の収集の必要性・重要性は異なるものと考えられる。
- ・本表を参考として、各大学の自主的・自律的な判断とその責任の下で、学位プログラムの内容やその学修目標に応じた学修成果・教育成果の把握・可視化や、そのために必要な情報の策定・開発が進められることが期待される。

**（1）大学の教育活動に伴う基本的な情報であって全ての大学において学内で収集可能と考えられるものの例**

情報	①把握・可視化の意義	②把握・可視化することが考えられる内容	③把握・可視化の方法
各授業科目における到達目標の達成状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学生が、「卒業認定・学位授与の方針」を踏まえて設定された個々の授業科目の到達目標をどの程度の水準で達成できているかを明らかにする</li> <li>・学生が、個々の授業科目の履修の結果として「卒業認定・学位授与の方針」に定められた資質・能力を獲得してゆく過程を明らかにする</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学生が単位を修得した授業科目に関する以下の情報                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 授業科目名、到達目標、到達目標と「卒業認定・学位授与の方針」との対応関係、成績評価基準、成績評価手法及び評定の分布状況</li> <li>・ 学生個人の評定及び同一科目履修者内での当該評定の位置付け</li> <li>・ 個々の学生の修得単位数、単位修得の履歴及びその時点において標準的に期待される修得単位数</li> </ul>                             （これらを組み合わせて分析することで、学生が「卒業認定・学位授与の方針」に定められた資質・能力をどの程度満たしているかを一定程度説明することができる。）                         </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ シラバスの収集</li> <li>・ 教務システム等を活用した個々の学生の授業科目の履修履歴の収集</li> </ul>
学位の取得状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 学生が、個々の授業科目の履修の結果として、「卒業認定・学位授与の方針」に定める資質・能力を備えていることを明らかにする</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 学生が取得した学位に関する以下の情報                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 学位の名称、学位に係る「卒業認定・学位授与の方針」に定められた資質・能力及び当該学生が属する学位プログラムにおいて当該学位を取得するために要する平均年数</li> <li>・ 学生が学位取得に要した年数及び上記平均年数との比較</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 学位授与履歴を収集</li> </ul>
学生の成長実感・満足度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 学生が、「卒業認定・学位授与の方針」に定められたそれぞれの資質・能力をどの程度身に付けているか等に関する学生の主観的な評価を明らかにする</li> <li>・ 大学が、ある学位プログラムに所属する学生から「卒業認定・学位授与の方針」に定められた資質・能力の育成に関してどのような評価を受けているかを明らかにする</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 同一の学位プログラムに属するそれぞれの学生の、「卒業認定・学位授与の方針」に定められた資質・能力の伸長に対する主観的な評価の平均値</li> <li>・ 「卒業認定・学位授与の方針」に定められた資質・能力の伸長に対する個々の学生の主観的な評価</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 学生へのアンケート調査を通じた収集</li> </ul>

情報	①把握・可視化の意義	②把握・可視化することが考えられる内容	③把握・可視化の方法									
進路の決定状況等の卒業後の状況（進学率や就職率等）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大学が、進学や就職等を希望する学生に対して進路を保証できているかを明らかにする</li> <li>・大学が「卒業認定・学位授与の方針」に照らして期待される人材育成を行っているか否かを、進学先の大学院や就職先の企業等における評価と対照することを通じて明らかにする</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学生の進路（進学、就職等）に対する希望状況</li> <li>・学位プログラム修了者の進路（進学先や就職先等）及びその全体状況（修了者の総数を分母とする進路毎の割合等）</li> <li>・特定の職域の人材育成を目指すなど、「卒業認定・学位授与の方針」に照らして期待される進路がある場合には、実際の進路動向との一致の程度</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・進路が決定した学生へのアンケート調査を通じて収集</li> <li>・「卒業認定・学位授与の方針」に照らして期待される特定の進路の有無についてあらかじめ分析した上で、一致の程度について分析</li> </ul>									
修業年限期間内に卒業する学生の割合、留年率、中途退学率	<ul style="list-style-type: none"> <li>・厳格な成績評価が行われていることを前提に、大学が、修業年限期間内において学生の資質・能力を計画的に伸ばし、学位の取得まで到達させていることを明らかにする</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学位プログラム毎の、各年度における入学者の修業年限期間が満了した時点での卒業生、在学者、退学者の数と割合（標準年限期間内に学位を取得していない者については、取得に至っていない原因毎の数と割合）</li> <li>・ある学位プログラムにおいて学位を取得するために要する平均年数</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学位授与履歴を収集</li> </ul>									
学修時間	<ul style="list-style-type: none"> <li>・単位制度の趣旨を踏まえ、学生が授業内及び授業外で取り組む学修の時間及び平均時間を明らかにすることで、学生が、学位プログラムが期待する水準の資質・能力を身に付けるための一般的な前提条件を満たしているかを明らかにする</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・同一の学位プログラムに属するそれぞれの学生が授業内外それぞれの学修に費やした時間の平均値（①）及び当該学生の履修科目数等から想定される授業内外それぞれの学修時間の平均値（②）</li> <li>・個々の学生が授業内外それぞれの学修に費やした時間数（③）及び当該学生の履修科目数等から想定される授業内外それぞれの学修時間（④）</li> <li>・上記①及び②、①及び③並びに③及び④の比較</li> </ul> <p>&lt;参考&gt;</p> <table border="1" data-bbox="1081 923 1207 1635"> <thead> <tr> <th></th> <th>全体</th> <th>個人</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>実測時間</td> <td>①（平均値）</td> <td>③</td> </tr> <tr> <td>想定時間</td> <td>②（平均値）</td> <td>④</td> </tr> </tbody> </table>		全体	個人	実測時間	①（平均値）	③	想定時間	②（平均値）	④	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学生へのアンケート調査を通じた収集</li> <li>(※) 今後新たに調査・収集を行う大学においては、例えば以下のような手法での調査・収集が考えられる。             <ul style="list-style-type: none"> <li>・学修時間の集計単位：1時間単位での把握</li> <li>・集計期間の選定：試験直前期や長期休暇期間などを除く平均的な一週間における学修時間</li> </ul> </li> <li>(※) 学修時間以外の生活時間の調査についても、学修成果・教育成果の把握・可視化の観点から併せて行うことも考えられる</li> <li>・教務システム等を活用した個々の学生の授業科目の履修履歴の収集</li> </ul>
	全体	個人										
実測時間	①（平均値）	③										
想定時間	②（平均値）	④										

(2) 教学マネジメントを行う上で各大学の判断の下で収集することが想定される情報

情報	①把握・可視化の意義	②把握・可視化することが考えられる内容	③把握・可視化の方法
<p>「卒業認定・学位授与の方針」に定められた特定の資質・能力の修得状況を直接的に評価することができる授業科目における到達目標の達成状況</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 学生が、「卒業認定・学位授与の方針」に定められた資質・能力のうち、左記の科目により直接的に評価することができるものをどの程度の水準で備えているかを明らかにする</li> <li>・ 学生が、「卒業認定・学位授与の方針」に定められた資質・能力のうち左記の科目により直接的に評価することができるものを獲得してゆく過程を明らかにする</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 学生が単位を修得した左記の授業科目に関する以下の情報                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 科目名、到達目標、到達目標と「卒業認定・学位授与の方針」との対応関係、成績評価基準、成績評価手法及び評定の分布状況</li> <li>・ 学生個人の評定及び同一科目履修者内での当該評定の位置付け</li> <li>・ 個々の学生の修得単位数、単位修得の履歴及びその時点において標準的に期待される修得単位数</li> <li>・ 左記の資質・能力の取得状況</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 教務システム等を活用した個々の学生の授業科目の履修履歴の収集</li> </ul>
<p>卒業論文・卒業研究の水準</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 学生が、「卒業認定・学位授与の方針」に定められた専門教育に係る資質・能力を総合的にどの程度の水準で身に付けることができるかを明らかにする</li> <li>・ 専門教育に係る資質・能力以外のものについても、学位プログラムが提供する教育の集大成である卒業論文作成・卒業研究実施の過程で行われる学生の様々な活動を通じて「卒業認定・学位授与の方針」に定められた資質・能力を直接的に測定することができる場合には、当該資質・能力をどの程度の水準で身に付けているかを明らかにすることができる</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 卒業論文・卒業研究に対する評定により直接的に測定することができる「卒業認定・学位授与の方針」に定める専門教育に係る資質・能力</li> <li>・ 同一の学位プログラムに属するそれぞれの学生の卒業論文・卒業研究に対する指導教員等の評定の分布状況</li> <li>・ 個々の学生の卒業論文・卒業研究に対する指導教員等の評定</li> <li>・ 卒業論文作成・卒業研究実施の過程で行われる学生の様々な活動を通じて、「卒業認定・学位授与の方針」に定める専門教育に係る資質・能力以外の資質・能力を直接的に測定することができる場合には、当該資質・能力の達成状況</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 卒業論文・卒業研究の評定により明らかにすることができる資質・能力と「卒業認定・学位授与の方針」に定められた資質・能力のうち専門教育に係る資質・能力との関係の整理</li> <li>・ 卒業論文作成・卒業研究実施の成果物に対する指導教員等の評定 (例えば、「卒業認定・学位授与の方針」に定められた資質・能力のうち専門教育に係る資質・能力を中心として、これらに関連するルーブリック等を用いて評価したものなど)</li> <li>(※成果物に対する評定に加え、卒業論文作成・卒業研究実施の過程に対し適切に評価することも重要。)</li> </ul>
<p>アセスメントテストの結果</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 学生が、当該アセスメントテストにより測定しているかを明らかにする</li> <li>・ 「卒業認定・学位授与の方針」に定められた資質・能力を直接的に測定することができる場合には、学生が、当該資質・能力をどの程度の水準で身に付けているかを明らかにすることができる</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ アセスメントテストにより測定することができる資質・能力</li> <li>・ 上記の資質・能力と「卒業認定・学位授与の方針」に定められた資質・能力との関係 (アセスメントテストにより測定することができる資質・能力は、「卒業認定・学位授与の方針」に定められた資質・能力のエビデンスの一つとして用いることができるものか、当該資質・能力のエビデンスの一つとして用いることができるものか、等)</li> <li>・ 同一の学位プログラムに属するそれぞれの学生の受験状況並びに結果の平均値及び分布状況</li> <li>・ 個々の学生のアセスメントテストの受験状況、その結果及び上記平均値との比較</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ アセスメントテストにより測定することができる資質・能力と「卒業認定・学位授与の方針」に定められた資質・能力との関係の整理</li> <li>・ 「卒業認定・学位授与の方針」に定められた資質・能力を直接的に測定することができる、又は当該資質・能力のエビデンスの一つとして用いることができるアセスメントテスト (学生による受験状況やその結果を大学として把握すべきアセスメントテスト) の特定</li> <li>・ 大学として結果を把握すべきアセスメントテストを受験した学生からの報告による結果の収集</li> <li>(※「卒業認定・学位授与の方針」に定められた資質・能力を測定するためにアセスメントテストを利用する場合、大学は、当該テストの目的や測定方法が当該資質・能力の測定にあって適切なものであるかを、慎重に検証する必要がある。)</li> </ul>

情報	①把握・可視化の意義	②把握・可視化することが考えられる内容	③把握・可視化の方法
<p>語学力検定等の学外試験のスコア</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学生が、当該試験により測定することができる資質・能力をどの程度の水準で獲得しているかを明らかにする</li> <li>・「卒業認定・学位授与の方針」に定められた資質・能力を直接的に測定することができる場合には、学生が、当該資質・能力をどの程度の水準で身に付けることができるかを明らかにすることができる</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学外試験により測定することができる資質・能力</li> <li>・上記の資質・能力と「卒業認定・学位授与の方針」に定められた資質・能力との関係（学外試験により測定することができる資質・能力は、「卒業認定・学位授与の方針」に定められた資質・能力を直接的に測定できるものか、当該資質・能力に関連するエビデンスに留まるのか、等）</li> <li>・同一の学位プログラムに属するそれぞれの学生の受験状況並びに結果の平均値及び分布状況</li> <li>・個々の学生の学外試験の受験状況、その結果及び上記平均値との比較</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学外試験により測定することができる資質・能力と「卒業認定・学位授与の方針」に定められた資質・能力との関係の整理</li> <li>・「卒業認定・学位授与の方針」に定められた資質・能力を直接的に測定することができる、又は当該資質・能力のエビデンスの一つとして用いることができる学外試験（学生による受験状況やその結果を大学として把握すべき学外試験）の特定</li> <li>・大学として結果を把握すべき学外試験を受験した学生からの報告による結果の収集</li> </ul> <p>(※「卒業認定・学位授与の方針」に定められた資質・能力を測定するために学外試験を利用する場合、大学は、当該試験の目的や測定方法が当該資質・能力の測定にとって適切なものであるかを、慎重に検証する必要がある。)</p>
<p>資格取得や受賞、表彰等の状況</p>	<p>&lt;資格取得の状況&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・学生が、当該資格の取得のために求められる資質・能力を一定の水準で身に付けることができることを明らかにする</li> <li>・当該資格の取得により、「卒業認定・学位授与の方針」に定められた資質・能力を直接的に測定することができる場合には、学生が、当該資質・能力の一部を一定の水準で身に付けることができることを明らかにする</li> </ul> <p>&lt;受賞、表彰歴等の状況&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・学生が、当該受賞、表彰等のために求められる資質・能力を高い水準で身に付けることができることを明らかにする</li> <li>・当該受賞、表彰等により、「卒業認定・学位授与の方針」に定められた資質・能力を直接的に測定することができる場合には、学生が、当該資質・能力をどの程度の水準で身に付けることができるかを明らかにすることができる</li> </ul>	<p>&lt;資格取得の状況&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・資格の取得により証明される資質・能力</li> <li>・上記の資質・能力と「卒業認定・学位授与の方針」に定められた資質・能力との関係（資格取得により証明される資質・能力は、「卒業認定・学位授与の方針」に定められた資質・能力を直接的に測定できるものか、当該資質・能力に関連するエビデンスに留まるのか、等）</li> <li>・同一の学位プログラムに属するそれぞれの学生における資格取得の状況</li> <li>・個々の学生の資格取得の状況</li> </ul> <p>&lt;受賞、表彰歴等の状況&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・受賞、表彰等により証明される資質・能力</li> <li>・上記の資質・能力と「卒業認定・学位授与の方針」に定められた資質・能力との関係（受賞、表彰等により証明される資質・能力は、「卒業認定・学位授与の方針」に定められた資質・能力を直接的に測定できるものか、当該資質・能力に関連するエビデンスに留まるのか、等）</li> <li>・同一の学位プログラムに属する学生のそれぞれの受賞・表彰等の状況</li> <li>・個々の学生の受賞・表彰等の状況</li> </ul>	<p>&lt;資格取得の状況&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・資格取得により証明される資質・能力と「卒業認定・学位授与の方針」に定められた資質・能力との関係の整理</li> <li>・「卒業認定・学位授与の方針」に定められた資質・能力を直接的に測定することができる、又は当該資質・能力のエビデンスの一つとして用いることができる資格（学生による受験状況やその結果を大学として把握すべき資格）の特定</li> <li>・上記の資格の取得に関する試験等を受験した学生からの報告による結果の収集</li> </ul> <p>&lt;受賞、表彰歴等の状況&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・受賞、表彰等により証明される資質・能力と「卒業認定・学位授与の方針」に定められた資質・能力との関係の整理</li> <li>・「卒業認定・学位授与の方針」に定められた資質・能力を直接的に測定することができる、又は当該資質・能力のエビデンスの一つとして用いることができる賞や表彰制度等の特定</li> <li>・上記の賞や表彰制度等について受賞し又は表彰等された学生からの報告による情報の収集</li> </ul>
<p>卒業生に対する評価</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・進学先の大学院や就職先の企業などにおける卒業生に対する評価を通じて、学位プログラムを修了した学生が、実際に「卒業認定・学位授与の方針」に定められた資質・能力を身に付けているかを明らかにする</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「卒業認定・学位授与の方針」に定められた資質・能力に照らした、実際の卒業生に対する雇用主や進学先の指導教員からの評価</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・卒業生の雇用主や進学先の指導教員からのアンケート・ヒアリング等により収集</li> </ul>
<p>卒業生からの評価</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学位プログラムにおける学修や教育が「卒業認定・学位授与の方針」に定められた資質・能力の修得に資するものであったかや、学位プログラムを通じて身に付けた資質・能力が、進学先や就職先でどのように役立っているかを、進学・就職から一定期間経過した卒業生からの評価により明らかにする</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・卒業生が、学位プログラムを通じて「卒業認定・学位授与の方針」に定められた資質・能力を習得することができたか</li> <li>・進学・就職等の進路毎に、どのような資質・能力が役立っているかについての、卒業生からの評価</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・卒業生からのアンケート・ヒアリング等により収集</li> </ul>

# 薬学教育モデル・コア・カリキュラム

## 令和4年度改訂版

薬学系人材養成の在り方に関する検討会

## 薬学教育モデル・コア・カリキュラムの考え方

### 1 基本理念と背景

○キャッチフレーズ「未来の社会や地域を見据え、多様な場や人をつなぎ活躍できる医療人の養成」

今回の改訂は、変化し続ける未来の社会や地域を見据え、多様な場や人をつなぎ活躍できる医療人の養成を目指して医学・歯学・薬学教育の3領域で統一したキャッチフレーズを採用した。

近年、人口構造の変化、多疾患併存、多死社会、健康格差、増大する医療費、新興・再興感染症や災害リスクなど様々な問題に直面し、これらの社会構造の変化は、年を経るにつれ更なる激化が見込まれている。このように社会に多大な影響を与える出来事を的確に見据え、多様な時代の変化や予測困難な出来事に柔軟に対応し、生涯にわたって活躍し、社会のニーズに応える医療人の養成が必須である。

そのためには、医療者としての根幹となる資質・能力を培い、多職種で複合的な協力をを行い、多様かつ発展する社会の変化の中で活躍することが求められる。また、患者や家族の価値観に配慮する観点や利他的な態度が重要である。更には、ビッグデータや人工知能(AI)を含めた医療分野で扱う情報は質も量も拡大・拡張しており、これらを適切に活用した社会への貢献も求められる。

これらを教育面から具現化するため、新たな「薬剤師として求められる基本的な資質・能力」の提示、各大学の創意・工夫に基づいたカリキュラム作成、課題の発見と解決を科学的に探究する人材の育成、医学・歯学・薬学の教育内容の一部共通化を行うこととした。

また、今回の改訂では、生涯にわたって目標とする「薬剤師として求められる基本的な資質・能力」を掲げた学修成果基盤型教育(OBE)を柱とし、薬学教育モデル・コアカリキュラム(平成25年度改訂版)(以下「平成25年度改訂版」という。)の深化を図り、薬学教育の質保証の観点から改革を進めることを企図した。

○2040年以降の社会も想定した医学・歯学・薬学において共通して求められる資質・能力

薬剤師養成には、6年間の卒前教育に加えて、卒後の研鑽を含め時間を要する。このため、学生が医療人として活躍する2040年以降の社会も想定し、モデル・コア・カリキュラムを改訂する必要がある。2040年頃、日本の高齢人口はピークを迎えるが、それ以降も高齢化率は上昇を続けると予測されている。これに伴い、多疾患の併存や、また様々な社会的背景を有する患者等の割合の増大が見込まれる。これらの患者・生活者を総合的にみる姿勢が、医療人として求められる。さらに、生産年齢人口の減少と相まって、今後日本においては、生産年齢人口負担がますます増加することが予測されるとともに、地理的にみると、全国の居住地の約半数で人口が半減すると予測されており、この急激な人口構造の変化に応じて、大幅な医療需要の変化に対応できる医療人の養成が、社会的に重要である。加えて、将来医療現場において活用されうる新規科学技術について、先んじて全てを卒前教育にモデル・コア・カリキュラムとして盛り込むことには限界があるものの、倫理を含めて基盤となる情報・科学技術を活かす能力について、その素養を身に付ける必要がある。

また、医療人として求められる基本的な資質・能力は、専門分野に関わらず共通している。そこで、今回の改訂では「求められる基本的な資質・能力」に関して原則として医学・歯学・薬学の3領域で共通化した。多職種の卒前段階の教育の水平的な協調を進め、医療人として価値観を共有することは重要である。

こうした状況を踏まえ、平成25年度改訂版を基本に医学・歯学教育モデル・コア・カリキュラムとの連携を検討した上で、新たな資質・能力として、「総合的に患者・生活者をみる姿勢」、「情報・科学技術を活かす能力」の2つを加えた。

### 2 大学教育における位置づけ

○モデル・コア・カリキュラムの整理

モデル・コア・カリキュラムは、各大学が策定する「カリキュラム」のうち、6年制薬学教育において共通して取り組むべき「コア」の部分抽出し、「モデル」として体系的に整理したものである。このため、従来どおり、各大学における具体的な薬学教育は、学修時間数の7割程度を目安にモデル・コア・カリキュラムを踏まえたものとし、残りの3割程度の内容は、各大学の卒業認定・学位授与の方針、教育課程編成・実施の方針、入学者受入れの方針等に基づき、大学が自主的・自律的に編成するものとする。

こうした取組の実行可能性を高めるために、詳細な到達目標の記載を見直す方針で整理をしたが、併せて、薬学や医療の進歩に伴う知識や技能について、全てを卒前教育において修得することを目指すものではなく、生涯をかけて修得していくことを前提に、卒前教育で行うべきものを精査する必要があることも強調しておきたい。また、今後の情報・科学技術の更なる進歩に加え、新興・再興感染症等も含めた予測困難な時代において、患者・生活者や社会の抱える様々な課題の解決に向けて医療・福祉・公衆衛生を実践することが期待されるこれからの薬剤師の養成にあたっては、自ら考える力やリーダーシップを身に付ける必要があり、カリキュラムの過密化は必ずしも望ましい状態ではないことを付言する。

なお、臨床における実務実習を開始する前に修得すべき知識及び技能を身に付けているかどうかを評価するために大学が共用する試験(以下「共用試験」という。)の出題基準は、一義的には共用試験の実施主体において検討されるものであるが、各大学共通の目標を掲載したモデル・コア・カリキュラムを参照して策定されているという実態もあることから、モデル・コア・カリキュラムの意義はより一層重要なものとなっている。

### ○臨床における実務実習の意義

臨床における実務実習(以下「実務実習」という。)は、単に実務経験を積み、技能を向上させるのみならず、医療チームの一員として主体性を持ち積極的に参加することで、患者の背景や価値観、経済的な要因、家族との関係性等、全人的・総合的な医療に必要な視座を高め、薬剤師の職業的な知識・思考法・技能・態度の基本的な部分を学ぶ機会となること等が期待されている。

したがって、大学においては、実務実習に参加する学生の適性と質を保証し、患者の安全とプライバシー保護に十分配慮した上で、実務実習を更に促進することが求められ、別途作成する実務実習に関するガイドラインとともにモデル・コア・カリキュラムがその一助となることを期待する。

## 3 薬剤師を目指す学生に求めたいこと

今回の改訂のキャッチフレーズである「多様な場や人をつなぎ活躍できる」ことを達成するためには、薬学や医療の概念を幅広く捉えることが求められる。

例えば、今日の医療に求められる役割の一つとして、予防医療がある。すなわち、医療全体を考えるにあたっては、病気の診断や治療だけではなく病気の背景を考え、また健康の社会的決定要因、スポーツ・運動や栄養・食育の重要性についても認識することが必要である。また、幅広い視野を持つという観点では、患者一人一人がそれぞれに社会生活を営んでおり、在宅医療を含め医療現場で目にするのは患者の生活の一場面に過ぎないということも認識することも重要である。これらを意識しながら実務実習をはじめとする学修に臨めば、より有意義な成果が得られることだろう。

「多様な場や人をつなぎ活躍できる」ということは、これから起こる多様な求めや変化に応えるという受動的な側面だけでなく、薬剤師として多様なキャリアパスが形成でき、多様なチャンスがあるということも意味する。実際に、現在の薬剤師の大半は病院、薬局等で臨床に従事しているが、他にも、医薬品の開発・製造・販売、保健所や衛生研究所を含む行政、学校保健や他領域も含めた教育といった多様な領域に進んでいる薬剤師もいる。人生100年時代において、卒業段階での選択だけではなく、卒後も様々な段階で多様な選択肢があることを付言する。

また、多様な選択肢の中から自身の進む道を選んだ後においても、薬学的関心を幅広く持つことは生涯にわたって求められる。例えば、臨床の道を進んだとしても薬剤師業務を行う

上でリサーチマインドを絶えず意識し、あるいは研究の道を選んでも新たな薬学的発見を目指す上で常に臨床現場を意識することが求められる。また、異なる立場や場面を意識することや、他の選択肢を選んだ薬剤師と連携することも重要である。更には、薬剤師の間だけで関係性を築くのではなく、薬学・医療を含めた幅広い分野の多くの人々と積極的に関係を築き、自らも社会の一員として関心を持ち関与することも、「多様な場や人をつなぎ活躍できる」という目的の達成のためには必要不可欠なことであろう。

最後に、学問は先人の積み重ねの上に成り立つものであることから、入学した最初の授業から学問の尊さを感じ取り、また、生命は太古の昔からの生活の営みが紡ぎ出すものであることから、実務実習では生命の厳かさや生と死の意味するものを感じ取りながら、学修に臨んでいただきたい。また、薬学生の学修環境は、大学の教職員だけではなく、患者や学外の薬学教育関係者等多くの方々の協力の上に成り立っていることを忘れてはならない。そのため、自己を理解し、様々な人の支えによって薬学を学ぶ機会が得られたことへの感謝と敬意の念を持ち学修の成果を社会に還元するとともに、地域のリーダーの役割を担い、更に次世代における薬学や医療の発展につなぐために、生涯にわたって精進していただきたい。そして何より、一人の社会人として高い倫理観と教養を持つことを強く求める。

#### 4 薬学教育に携わる各関係者をお願いしたいこと

実務実習や学生の動機づけとしての早期体験実習の実施を含め、地域の薬剤師会、病院薬剤師会、病院・薬局実務実習地区調整機構等を含む関係機関との連携を大学に期待したい。特に、多様な場や人をつなぎ活躍できる薬剤師を育成するため、地域の病院、薬局等において、在宅医療、各種保健活動等も含め、各大学の実習等へ協力いただければ幸いである。今後、今まで以上に地域包括ケアシステムを意識した内容を含むとともに、薬剤師偏在に係る内容を取り入れていくことが期待される。

また、卒後の医療現場では、チーム医療や多職種連携の観点から、医療系職種に限らず、多くの職種との協働が求められる。このため、卒前の段階からこれらを意識した教育が実施できるよう、関係者におかれては様々な形で御協力いただきたい。各大学におかれては、必要な学修内容が十分担保できるよう、十分な実験・実習時間の確保に配慮いただきたい。

なお、教育にあたっては、「3 薬剤師を目指す学生に求めたいこと」で示した内容についても考慮いただければ幸いである。

#### 5 患者・市民への周知や協力の依頼

「3 薬剤師を目指す学生に求めたいこと」でも述べたとおり、実務実習の円滑かつ安全な実施にあたっては、患者として関わる市民の理解が必要不可欠である。実習における患者からの同意については実務実習への市民の協力を広く請うために、各大学で工夫して次の「患者・市民の皆様へのお願い」文面例や薬学教育協議会作成のポスター等を利用するなどして、薬学教育の必要性と重要性について周知を図ることが望ましい。

## 「患者・市民の皆様へのお願い」文面例

### 患者・市民の皆様へのお願い

医療者を養成するにあたっては、患者さんご自身やご家族の協力が欠かせません。大学において薬学を専攻する学生であって、当該学生が実務実習を開始する前に修得すべき知識及び技能を身に付けているかどうかを評価するために大学が共用する試験※を合格した薬学生は、薬剤師の指導監督の下、薬局・病院で実務実習を行います。薬学生は、実務実習を中心に、様々な形で患者・市民の皆様と接することや、皆様が使用する医薬品等を取り扱うことなどによって、必要な資質・能力を身に付けていきます。皆様にご協力いただくことにより、将来的に、皆様により良い医療の提供や薬学・医療の進歩といった形で「お返し」できるものですので、薬学生と一緒に育ててくださいますよう、ご協力をお願いします。

※ 第三者機関である特定非営利活動法人薬学共用試験センターが、知識を問うコンピュータによる試験(Computer-Based Testing: <sup>シ-ビーティ-</sup>C B T)と模擬患者さんのご協力を得て技能や態度を評価する試験(Objective Structured Clinical Examination: <sup>オ-スケー-</sup>OSCE)を実施しています。

## 薬学教育モデル・コア・カリキュラム 改訂の概要

薬学教育モデル・コア・カリキュラムは、医療現場での実習で実践的な臨床能力を高め、「薬剤師として求められる基本的な資質・能力」を生涯にわたって研鑽し獲得するため、6年制薬学教育で卒業時までには学ぶ基礎薬学、医療薬学、衛生薬学、臨床薬学等の知識や技能を修め、薬剤師として社会で活躍できる能力の修得を目的に作成されている。

薬剤師には、医薬品の製造、調剤、供給における任務を遂行し、適切に品質管理された医薬品を過不足なく効率的に国民に提供するとともに、広く薬事衛生、患者・生活者の健康増進等に寄与する社会的責務を担うことが求められる。このため、薬剤師は、患者・生活者に心から寄り添い、保健、医療のみならず介護、福祉においても地域の健康増進に主体的に寄与する「医療人」として十分な資質・能力を備えていなければならない。また、適切な科学的判断ができるよう専門的な知識と技能を修得して利活用するとともに、科学的探究心を持って医療と薬学の発展に貢献する姿勢が必要である。

### I 改訂の基本的方針

#### 1. 大きく変貌する社会で活躍できる薬剤師を想定した教育内容

近年、人口構造の変化等様々な問題に直面し、これらの社会構造の変化は、年を経るにつれ更なる激化が見込まれている。また、地域包括ケアシステムの一員として多職種連携が進む中で、対物業務を効率化し対人業務を充実していくことがより一層求められており、大規模災害時等を含め、地域医療における薬剤師の役割や業務は大きく変化している。

このように大きく変貌する社会において、医療人として安全で質の高い医療を提供し、公衆衛生の向上と増進に寄与できる薬剤師を育成するための内容とした。

#### 2. 生涯にわたって目標とする「薬剤師として求められる基本的な資質・能力」を提示した新たなモデル・コア・カリキュラムの展開

平成25年度改訂版では、卒業時に必要とされる「薬剤師として求められる基本的な資質」を掲げた学修成果基盤型教育とGIO・SB0s\*を提示したプロセス基盤型教育の構成が混在していた。これを改め、生涯にわたって目標とする「薬剤師として求められる基本的な資質・能力」を掲げた学修成果基盤型教育の新展開を行った。

#### 3. 各大学の責任あるカリキュラム運用のための自由度の向上

平成25年度改訂版では、学修すべき事項がSB0sとして細部にわたって記載されており、各大学はそれらを網羅するのに時間を費やされて大学独自の内容をカリキュラムに取り入れる余裕がなかった。詳細なSB0sを廃して学修すべき内容をコアとし、各大学の理念やディプロマ・ポリシーに基づき責任を持った教育が可能となるように大学のカリキュラム作成における自由度を高めた。

本モデル・コア・カリキュラムでは、平成25年度改訂版で網羅的に記載されていた一般目標及び到達目標(GIO-SB0s)を、概念\*\*化した学修目標に改めた。すなわち、多くの具体的事実を覚えるだけではなく、それらに共通する特徴や相違点を考え、概念化した上で新たに直面する課題や問題点の解決に活かせる総合的な学力を身に付けられるよう改めた。各大学はその学修目標に基づいてカリキュラムを作成することとした。

#### 4. 臨床薬学という教育体制の構築

個々の施設で直ちに専門家として実務が実施できるようになることを目的とした実務研修(新人研修等)ではなく、将来、国民のためになる薬剤師として何を行うのか、どのような課題を見つけ解決策を導いて社会貢献につなげるのかといった観点を重視した。本モデル・コア・カリキュラムでは、大学初年次から、疾病の予防や個々の患者の状況に適した責任ある薬物療法が実践できる薬剤師の養成を目指し、大学と医療現場が連携して教育を行う「臨床薬学」という教育体制の構築を行った。

#### 5. 課題の発見と解決を科学的に探究する人材育成の視点

大きく変貌する社会において、医療の更なる発展に資するために、課題の発見と解決を科学的に探究する人材の育成を目指すモデル・コア・カリキュラムとした。

#### 6. 医学・歯学教育のモデル・コア・カリキュラムとの一部共通化

多職種連携の推進の観点から、医学・歯学・薬学の各教育モデル・コア・カリキュラムの改訂を機に、共通化を図るべき内容について検討し整合性を図った。

\* GIO・SBOs：平成25年度改訂版では、「基本的な資質」を身に付けるための一般目標(GIO:General Instructional Objective)(学生が学修することによって得る成果)を設定し、GIOを達成するための到達目標(SBOs:Specific Behavioral Objectives)(学生がGIOに到達するために、身に付けておくべき個々の実践的能力)を明示していた。

\*\* 概念とは、「理解している物事に共通している特徴」という意味である。学生が概念を身に付けるということは、学生が学ぶべき対象を理解し、認識するときに、それらに共通する特徴を体系化し身に付けるということである。具体的事実を網羅的に数多く覚えるのではなく、いくつかの典型的な例をもとに考えることで共通点を見出し、新たに直面した事象に応用する力、問題点を解決する力を身に付けることを意味する。

## II 薬学教育モデル・コア・カリキュラムの構成(表示の方法と利用上の留意点等)

1. 薬学教育モデル・コア・カリキュラムの本文は、以下の大項目から成り立っている。

- A 薬剤師として求められる基本的な資質・能力
- B 社会と薬学
- C 基礎薬学
- D 医療薬学
- E 衛生薬学
- F 臨床薬学
- G 薬学研究

2. B～Gの各大項目には、＜大項目の学修目標＞、＜「A 薬剤師として求められる基本的な資質・能力」とのつながり＞、＜評価の指針＞が記載されている。

### ＜大項目の学修目標＞

各大項目B～Gにより到達を目指す目標。モデル・コア・カリキュラム履修を想定したときの修了(卒業)時の標準的な学修成果(アウトカム)。大項目「A 薬剤師として求められる基本的な資質・能力」を獲得するために、当該大項目の学修内容に基づいて設定される。

### ＜「A 薬剤師として求められる基本的な資質・能力」とのつながり＞

各大項目B～Gの学修が、生涯の目標である「A 薬剤師として求められる基本的な資質・能力」とどのようにつながっていくかを記載している。この内容は、下記の「III 各大項目の作成方針」のなかにも記載されている。

### ＜評価の指針＞

学修目標への到達を評価するための視点として示されている。＜評価の指針＞に示された視点で、各大学は学修目標に基づいて学生の到達度を評価する方法、指標等を作成することが求められる。各小項目にある＜評価の指針 重点＞は、当該大項目の評価の指針の主なものを記載しているので、各小項目にある＜評価の指針 重点＞を参考に、総合的に判断することが必要である。

3. B～Gの各大項目は、中項目に区分され、更に小項目に区分けされている。小項目には、＜ねらい＞、＜学修目標＞、＜学修事項＞が記載されている。

※＜ねらい＞が以下の全ての小項目に共通している場合は、中項目にまとめて記載し、各小項目には、学修目標及び学修事項のみが記載されている場合がある。

### ＜ねらい＞

本小項目が、これまで学んできた内容を踏まえて、その領域の中でどのような視点で学修するのか、当該中項目のなかでどのような位置にあるのか、他の領域とどのような関連性があるのかを記載する。

「他領域・項目とのつながり」の項では、「この小項目を学んだ後につなげる項目」と「この小項目を学ぶために関連の強い項目」が原則として記載されているが、片方のみの場合や、「この小項目を学ぶ前後を通して関連する項目」として記載されている場合もある。なお、小項目で＜ねらい＞の一部が省かれている場合がある。

### ＜学修目標＞

＜学修目標＞は、モデル・コア・カリキュラムの本体の部分に当たり、個別の知識や技能を概念的に把握し体系化して理解すること、知識や技能を活用して判断し行動することを示したものである。なお、知識を理解して、その知識を一般的に使えるようになることを「説明する」と表している。

以下の<学修事項>を参考として<学修目標>を読み解き、各大学が独自のカリキュラムに具体化する。

\*\* 概念 10ページ参照

#### <学修事項>

学生が<学修目標>に到達するために必要と考えられる知識や技能、行為等が記載されている。ただし、モデル・コア・カリキュラムの本体である<学修目標>に基づいて、各大学がカリキュラムを作成するにあたり、参考となる事項を列記したもので、これらだけを修得すればよいということを意味するものではない。

主に専門用語で記されているが、小項目によっては、学修目標に合致するように文章となっている場合がある。各大学のカリキュラム作成の参考となるように選定されているため、レベルの異なる用語が記載されている場合もある。

各学修事項に対応する学修目標の番号を【】内に記載している。

### Ⅲ 各大項目の作成方針

#### 「A 薬剤師として求められる基本的な資質・能力」

「薬剤師として求められる基本的な資質・能力」は、医学・歯学・薬学間で調整を行い共通化した。[薬物治療の実践的能力]については、医師又は歯科医師として求められる基本的な資質・能力に掲げられた[患者ケアのための診療技術]とは異なり、薬学独自の資質・能力とした。[情報・科学技術を活かす能力]は、[専門知識に基づいた問題解決能力]と深く関わるが、[患者・生活者を総合的にみる姿勢]とともに現在の社会背景に鑑みて、項目立てされた。各資質・能力の説明文は、医学・歯学とは異なる薬学における独自の内容となっている。

#### 「B 社会と薬学」

##### ○作成方針

薬剤師としての使命と責任は、人、物(医薬品等)、情報、組織、地域、社会を理解し、倫理や法の下に、適切に判断し、行動することによって果たし得る。そのためには、入学時から卒業までの各領域の学修を通して、薬剤師としての人間性・社会性を育み、人・社会と薬剤師との関わりについて認識を深めていくことが大切である。また、変化・多様化していく社会において、生涯を通して役割を実践することが求められている。これらを踏まえて、「B 社会と薬学」は、以下の方針に従って作成した。

- ・薬剤師としての人間性・社会性を育む学修の充実を図る。
- ・医療現場や地域社会における薬剤師の活動の基盤となる学修領域とする。
- ・現状で不足している学修に加え、2040年以降の社会を見据え、近い将来に必須となる学修を含める。

##### ○平成25年度改訂版との相違点、改訂の意図

平成25年度改訂版の「A 基本事項」と「B 薬学と社会」を統合し、内容を整理して再構築するとともに、これまで十分に触れられていなかったプロフェッショナルリズム、社会的使命、保健医療統計、デジタル技術・データサイエンス、アウトカムの可視化などを追加した。また、薬剤師が関与する役割は、医療、保健、介護、福祉にわたり幅広いことから、患者・医療に限定しない記載とした。

##### ○内容の構成

「B-1 薬剤師の責務」では、倫理観の醸成、プロフェッショナルリズム、患者中心の医療、薬剤師の社会的使命と法的責任を学修し、生涯を通じて役割を実践するという心構えを培う。「B-2 薬剤師に求められる社会性」では、円滑なコミュニケーションによる連携と課題解決に向けてコミュニケーションと多職種連携について学修し、現場での実践につなげる。「B-3 社会・地域における薬剤師の活動」では、地域住民の健康生活の確保に向けた薬剤師の役割と活動、医療提供体制、社会保障制度、医療資源の有効利用について学修し、現場での実践につなげる。「B-4 医薬品等の規制」では、医薬品開発、医薬品等に係る規制、流通・管理の仕組みを学修し、医薬品等の品質、有効性及び安全性の確保、薬害の防止、適正使用につなげる。「B-5 情報・科学技術の活用」では、保健医療統計、デジタル技術の活用、データサイエンスによって公衆衛生上の課題発見・解決につなげるとともに、自らの活動の成果(アウトカム)を示し、公衆衛生の向上と薬学の発展につなげる。

##### ○「A 薬剤師として求められる基本的な資質・能力」とのつながり

「B-1 薬剤師の責務」は、大項目B～Gの学修の前提となる[プロフェッショナルリズム][総合的に患者・生活者をみる姿勢][生涯にわたって共に学ぶ姿勢]の資質・能力を培う学修である。「B-2 薬剤師に求められる社会性」は、[コミュニケーション能力][多職種連携能力][総合的に患者・生活者をみる姿勢]の資質・能力を培う学修であり、主に「F

臨床薬学」の学修に結び付いている。「B-3 社会・地域における薬剤師の活動」は、「総合的に患者・生活者をみる姿勢」[専門知識に基づいた問題解決能力][科学的探究]を培う学修であり、主に「E 衛生薬学」と「F 臨床薬学」の学修と関連している。「B-4 医薬品等の規制」は、「プロフェッショナリズム」[専門知識に基づいた問題解決能力][薬物治療の実践的能力]を培う学修であり、「C 基礎薬学」、「D 医療薬学」、「E 衛生薬学」、「F 臨床薬学」の学修につながっている。「B-5 情報・科学技術の活用」は、「情報・科学技術を活かす能力」[社会における医療の役割の理解][科学的探究][プロフェッショナリズム]を培う学修であり、主に「E 衛生薬学」、「F 臨床薬学」、「G 薬学研究」の学修につながっている。このように、大項目Bの学修は、「A 薬剤師として求められる基本的な資質・能力」に掲げた全ての資質・能力を培い、かつ、「C 基礎薬学」、「D 医療薬学」、「E 衛生薬学」、「F 臨床薬学」、「G 薬学研究」の全ての領域の学修にも結び付いている。

### ○評価の指針の作成方針

各学修目標の到達レベルは、各大学で設定され、その設定されたレベルにどこまで到達しているかを、卒業時まで常に評価しながら学修を進めることになる。「B 社会と薬学」は、全領域の学修の基盤であるとともに、卒業後に薬剤師として適切に行動する力を養う領域であり、行動につながっているかを評価する必要があることから、「対応する」「連携する」「行動をとる」などの動詞を用いた項目を設けた。

### ○その他

「B 社会と薬学」は、薬剤師の活動の全般に関わることから学修内容の幅は広く、BからはC～Gの学修領域へとつながっている。また、全領域の学修が薬剤師の使命と責任に関わっていることから、入学時から卒業までの学修を通して、理解を深めていく領域でもある。大学は、学生が卒業後に薬剤師として医療現場や地域社会で活動することを前提とした学修プログラムを提供し、時間をかけて学生の自覚や価値観の形成を促し、人材育成に努める必要がある。

## 「C 基礎薬学」

### ○作成方針

医療の現場で薬剤師は、医薬品による、疾患の予防・治療や副作用の回避を推進する立場にある。つまり、医薬品がヒト体内でどのように吸収・分布され、どのように作用するのか、またどのように分解・代謝され、体外に排出されるのかを説明でき、それに基づいて最適な投与量、投与経路等を判断できるようになることが医療に貢献する薬剤師が生涯学び続ける姿である。こうした役割を果たすためには、第一に医薬品という分子や、それと反応する生体分子の性状を科学的に捉え、第二にヒト生体が細胞の恒常性のもとに、機能的な組織、器官の集合と互いの情報伝達と調節によって正常な生体が形成されていることを学ばねばならない。これらの科学的な基盤なくして、社会から求められる薬剤師になるべく研鑽し続けることは困難である。これらを踏まえて、「C 基礎薬学」は、次の方針に沿って作成した。

- ・薬剤師として、医療現場で研鑽し続けるための科学的基盤形成に必須な項目に厳選する。
- ・基礎薬学中の物理化学系、化学系、生物・生化学系及び解剖・生理学系を個々の独立したものと捉えず、それぞれのリンクを図る。

### ○平成25年度改訂版との相違点、改訂の意図

平成25年度改訂版の「C 薬学基礎」に記載されていた内容を整理し、再構築した。免疫を独立したものと捉えるのではなく、ヒト生体機能の一部と捉える学修を促すため、平成25年度改訂版の「C8 生体防御と微生物」の免疫に関する内容を「C7 人体の成り立ちと生体機能の調節」に移行させた。また「C 基礎薬学」では、微生物に関してヒト宿主細胞と比較学修することによって微生物細胞・粒子を正確に捉えることを意図した。また病原微生物各論にあたる内容は「E 衛生薬学」に移行させた。

## ○内容の構成

「C-1 化学物質の物理化学的性質」及び「C-3 薬学の中の有機化学」で、疾患の予防・治療に使われる医薬品分子とそれが作用する生体分子に関する物理化学的・化学的な性状について学修し、その後、「C-4 薬学の中の医薬品化学」によって、医薬品分子と生体分子の反応について学修する。一方、「C-6 生命現象の基礎」でヒト生体を構成する基本単位である細胞の性状と恒常性を学修する。こうして医薬品と生体の基礎が作られ、「C-7 人体の構造と機能及びその調節」で、構成する細胞、組織及び器官の構成と恒常的機能について学修することによって、疾患の予防や治療に関する後継科目を理解する基盤が形成される。更に「C-1 化学物質の物理化学的性質」及び「C-3 薬学の中の有機化学」の学修をもとに、医療現場で必要な「C-2 医薬品及び化学物質の分析法と医療現場における分析法」、また漢方治療などで必要な天然由来医薬品について「C-5 薬学の中の生薬学・天然物化学」で学修する。こうして、「D 医療薬学」、「E 衛生薬学」、「G 薬学研究」の学修の基盤が形成され「C 基礎薬学」の専門知識は「B 社会と薬学」のバックボーンとなり、医師・歯科医師・看護師を含む多くの医療人のなかでの薬剤師としてのアイデンティティを形成するうえで重要な要素になる。さらに「C 基礎薬学」はこれらの大項目の理解の基盤に止まらず、「G 薬学研究」における研究の対象でもある。

## ○「A 薬剤師として求められる基本的な資質・能力」とのつながり

大項目「C 基礎薬学」は、「D 医療薬学」、「E 衛生薬学」、「F 臨床薬学」、「G 薬学研究」を学ぶための科学的根幹であり、この根幹形成があつてこそ、「A 薬剤師として求められる基本的な資質・能力」に掲げられている〔科学的探究〕、〔専門知識に基づいた問題解決能力〕、〔情報・科学技術を活かす能力〕、〔薬物治療の実践的能力〕を生涯にわたって研鑽し続けることが可能になる。また、この根幹の形成と医療現場での活用によって、医師、歯科医師、看護師等の他の医療職とは異なる、薬剤師として求められる、基礎薬学に裏打ちされた専門性の発揮につながっていく。この専門性の発揮のための能力を獲得するのが本大項目での学修である。

## ○評価の指針の作成方針

薬剤師となるための科学的基盤である「C-1 化学物質の物理化学的性質」、「C-3 薬学の中の有機化学」、「C-6 生命現象の基礎」で、いわゆる物理化学、無機化学・有機化学、生物・生化学の個々の科目の学修の評価、並びに「C-2 医薬品及び化学物質の分析法と医療現場における分析法」、「C-4 薬学の中の医薬品化学」、及び「C-5 薬学の中の生薬学・天然物化学」、「C-7 人体の構造と機能及びその調節」で、分析科学、医薬品化学、生薬学・天然物化学、解剖・生理学の個々の科目の学修の評価を行うことに加えて、物理化学、無機化学・有機化学、生物・生化学の学修の統合と応用を意図した評価の指針を作成した。

## 「D 医療薬学」

### ○作成方針

今回の改訂における本大項目は、「B 社会と薬学」における薬剤師の責務と社会との関係を十分認識した上で、責任ある薬物治療を実践するための基本を学修することにある。このため、本項目では「C 基礎薬学」で学んだ物性、化学構造、生体の恒常性などの基本的な内容を理解した上で、一般論としての疾患の病態生理と薬物の作用のメカニズムを関連付けた系統的な理解、ガイドライン等による標準化された治療方針を学ぶと共に、根拠に基づく医療を提供するために、医薬品情報を活用した薬物の有効性・安全性の基本的な評価、薬物動態の理論の理解、適切な用法・用量・剤形の選択と処方箋による調剤の基本を修得し、「F 臨床薬学」で患者個々の薬物療法の実践につなげる学力を培う。また、「E 衛生薬学」で求められる薬剤師のもう一つの重要な使命である地域における予防、衛生を実施する際の基本となる事項を身に付けることを念頭に置いて作成した。

本大項目で修得した成果を、引き続き大学で「F-1 薬物治療の実践」に掲げられた薬物治療の個別最適化の学修を通して、実りある実務実習につなげることを目的とするため、「F 臨床薬学」で扱う薬物治療の個別最適化、患者ごとに異なる状況に十分に配慮した上で薬物治療を選択、実施、評価する内容については、本大項目では触れていない。

### ○平成25年度改訂版との相違点、改訂の意図

今回の改訂では、[薬物治療の実践的能力]を培うことを最大の目的とし、薬物治療という用語を、平成25年度改訂版に示された「疾患に適応する薬物の選択」という一般的な疾患に依存した概念から、「疾患の薬物治療(「D 医療薬学」)」と「患者個々の薬物治療(「F 臨床薬学」)」という2つの概念に分割し、薬物治療の実践に最も重要な患者個々の状況に対応した薬物治療について、「F 臨床薬学」で学修することを主眼とした。そのため、「D 医療薬学」では「F 臨床薬学」の患者個々の薬物治療を実践するための基本となる標準的、一般的な薬物治療に関する知識や技能を学修し、「F 臨床薬学」につなげる。

具体的な学修内容としては、「F 臨床薬学」における個別化した薬物治療に使うための学力を身に付けるため、従来の薬理学と病態学の連携を強め、生体の恒常性維持と病態との関連性、病態の発症メカニズムと医薬品の作用メカニズムの関連性を明確に示した。さらに、有害反応(副作用)の発現を医薬品の作用メカニズムと関連付けて考えることにより、薬剤師に求められる副作用への対応が考慮できるように充実を図った。

一方、患者個々の薬物治療を行う際、有効性と安全性の適切な評価を実践できるように、医薬品情報、患者情報の重要性と必要性を強調し、これらを病態と組み合わせることによって、責任をもって処方の方性を評価するための基本的な学力を培うことを明確に示した。

薬物動態に関しては、患者個別の事例に対応する前段階として、薬物相互作用等の基本原理をしっかりと身に付け、薬剤師として処方の方性の評価のみならず、薬効評価、副作用の発見等に結び付ける総合的な学力を培うことを意図した。薬剤師の重要な責務である患者個々の状態によって適正な剤型の提案や剤形の加工について、製剤の性質の基本を理解した上で実施するという観点を強調した。平成25年度改訂版では「F 薬学臨床」で事前学習としてのみ取り上げられていた「調剤」を体系的に学修するため、処方箋に基づいた調剤について、基本的に知っておかなければならない内容を本大項目に新たに組み入れた。

### ○内容の構成

「D 医療薬学」は、D-1からD-6までの6つの中項目から構成されている。

「D-1 薬物の作用と生体の変化」では、まず初めに薬理作用の基本、症状の基本と共に、医薬品の安全使用の重要性を理解することを目的に設定した。「D-2 薬物治療につながる薬理・病態」では、疾患の発症メカニズムと病態、更に医薬品の作用メカニズムと副作用を関連付けて学修することで、Fの個別最適化した薬物治療を考案する能力につなげることを念頭において設定した。「D-3 医療における意思決定に必要な医薬品情報」で学修する医薬品情報と患者情報は、薬物治療の方性を判断する際に基本となる概念である。「D-4 薬の生体内運命」は、患者個々の薬物動態の基本理論を身に付け、個別最適化を実現するうえでの根拠とする。「D-5 製剤化のサイエンス」は、医薬品の製剤的特徴の基本を十分に把握し、患者の状態に応じて求められる剤形変更や加工を行う際の基本を学修する。処方箋は個人に交付されるものであるが、「D-6 個別最適化の基本となる調剤」では、処方箋の役割、薬剤師として行う調剤の概念と基本を学修する。これら6つの中項目を学んだ上で、Fの個別最適化した薬物治療につなげる。

### ○「A 薬剤師として求められる基本的な資質・能力」とのつながり

本大項目Dの全ての中項目の学修は、[薬物治療の実践的能力]の基本となり、[科学的探究]、[専門知識に基づいた問題解決能力]、[情報・科学技術を活かす能力]、[プロフェッショナリズム]、[生涯にわたって共に学ぶ姿勢]につながる。

### ○評価の指針の作成方針

生理学、病態学、薬理学をそれぞれ別個の独立した領域として考えるのではなく、相互の関連性を重視した観点で評価の指針を作成した。

また、薬物治療において、治療薬選択、薬効評価、副作用の発見と回避を視野に入れた医薬品情報、患者情報の取扱い、薬物動態の基本的な考え方、剤形の在り方、調剤の基本を総合的に臨床に応用できる基本的な能力を評価する指針とした。

## 「E 衛生薬学」

### ○作成方針

今回の改訂では、「E 衛生薬学」を「B 社会と薬学」、「C 基礎薬学」、「D 医療薬学」において修得した基礎知識や技能をもとに、「F 臨床薬学」における主に患者への薬物治療の実践と並行して、社会・集団における人の健康を科学し、薬剤師として身体的、精神的な健康の維持・増進に貢献するために必要な学修領域と位置づけた。これにより、平成25年度改訂版の「D 衛生薬学」、「E 医療薬学」から「D 医療薬学」、「E 衛生薬学」と順番を入れ替えた。

「E 衛生薬学」では、社会・集団における身体的、精神的な健康の維持・増進を科学することを衛生薬学と位置づけて、中項目「E-1 健康の維持・増進をはかる公衆衛生」、「E-2 健康の維持・増進につながる栄養と食品衛生」及び「E-3 化学物質の管理と環境衛生」により構成し、この中で平成25年度改訂版の構成の主旨と内容を尊重しながら、現在の人の健康が環境に脅かされ、また高度高齢化が進む社会的情勢に鑑み、感染症の予防・まん延防止への貢献や、高度な栄養管理と食品衛生による疾病の予防・治療への貢献に重点を置いた。それぞれの中項目においては、こういった衛生薬学領域における専門的な学修を深めるとともに、能動的な学修を通して、保健統計・疫学的手法による解析や科学的根拠に基づいた考究を行うことにより、公衆衛生や食品衛生、環境衛生に係る実課題の解決を目指す学修目標を設定した。

### ○平成25年度改訂版との相違点、改訂の意図

平成25年度改訂版は、6年卒業時に必要とされている10の資質を掲げて学修成果基盤型教育(OBE)に基づいたカリキュラムとしているが、学修事項が細分化され、到達目標(SBOs)を網羅的に達成できれば一般目標(GIO)に到達できるというプロセス基盤型教育の構成となっている。すなわち、平成25年度改訂版の「D 衛生薬学」では、中項目「社会・集団と健康」、「疾病と予防」及び「栄養と健康」からなるA. 健康と、「化学物質・放射線の生体への影響」及び「生活環境と健康」からなるB. 環境に分けてそれぞれの中項目にGIOを設定し、これらを11小項目に分けて合計80のSBOsを設定している。

そこで、「E 衛生薬学」では、本モデル・コア・カリキュラムの基本方針であるOBEへの深化を図るための概念化した学修目標の設定を踏まえて、上記に示した作成方針を反映させて、公衆衛生、食品衛生及び環境衛生に係る3つの中項目とそれぞれ2つの小項目によって構成した。小項目の学修目標と学修事項については、従来のGIOやSBOsのように知識・技能・態度に分けることなく、パフォーマンスとしての「学修」、特に科学的根拠に基づいた考究を基本として示した。

### ○内容の構成

「E 衛生薬学」は、中項目「E-1 健康の維持・増進をはかる公衆衛生」、「E-2 健康の維持・増進につながる栄養と食品衛生」及び「E-3 化学物質の管理と環境衛生」によって構成される。

社会・集団における健康の維持・増進をはかる公衆衛生に係る中項目E-1では、まず小項目「E-1-1 環境要因によって起こる疾病の予防と健康被害の防止」を置き、特に衛生薬学を学修する上で必要な疫学的解析手法の修得を取り上げた。「E-1-2 人の健康を脅かす感染症の予防とまん延防止」では、最近の社会情勢に鑑み、小項目として、薬剤師に求められる感

感染症に対する予防とまん延防止に向けた学修を置いた。中項目E-2では、食品に係る学修として、健康の維持・増進における食品や栄養の役割を考究する「E-2-1 食品機能と疾病の予防・治療における栄養」と、食品を介した健康被害を防止する食品衛生に係る「E-2-2 健康をまもる食品衛生」の2つの小項目を置いた。中項目E-3では、薬学において非常に重要であり多岐に及ぶ化学物質について、環境衛生の視点から「E-3-1 人の健康に影響を及ぼす化学物質の管理と使用」を置き、また視点を生活環境や自然環境に広げて、人の健康の維持・増進に係る「E-3-2 生活環境・自然環境の保全」を置いた。

### ○「A 薬剤師として求められる基本的な資質・能力」とのつながり

「E 衛生薬学」は、社会・集団における人の健康を科学し、薬剤師として身体的、精神的な健康の維持・増進に貢献するために必要な学修領域であることから、本大項目で身に付けた資質・能力は、「A 薬剤師として求められる基本的な資質・能力」の全ての資質・能力、すなわち生涯にわたって〔プロフェッショナルリズム〕、〔総合的に患者・生活者をみる姿勢〕、〔生涯にわたって共に学ぶ姿勢〕、〔科学的探究〕、〔専門知識に基づいた問題解決能力〕、〔情報・科学技術を活かす能力〕、〔薬物治療の実践的能力〕、〔コミュニケーション能力〕、〔多職種連携能力〕、〔社会における医療の役割の理解〕を修得し、社会が薬剤師に求める役割を果たすために必要な学修と位置付けられる。

### ○評価の指針の作成方針

「E 衛生薬学」の評価の指針については、各小項目に掲げた公衆衛生、食品衛生、環境衛生等に係る専門知識や技能の学修をもとに、科学的根拠と情報の収集・解析・評価に基づいて考究できる資質・能力を評価するものである。

指針の1～6では、各小項目における薬学的課題に対する防止策や対応策をどのように立案できるかを基準としており、指針7ではこれらを踏まえて総合的に実課題に対してレギュラトリーサイエンスの視点で課題発見から解決に取り組むことができる資質・能力の到達度を基準としている。

本大項目の学修においては、評価の指針の基準に基づいた到達度評価を的確に行うために、公衆衛生、食品衛生、環境衛生等に係る専門知識や技能の修得に留まらず、能動的学修や統合型学修により、実課題を含めた薬学的課題の解決に向けて自主的に取り組む学修環境の設定が望まれる。

## 「F 臨床薬学」

### ○作成方針

「F 臨床薬学」は、「C 基礎薬学」、「D 医療薬学」、「E 衛生薬学」で学ぶ医薬品や医療等に関する科学的知識を、大学において、薬物治療を個別最適化するために統合し、更に医療現場で実践することで「薬物治療の実践的能力」を修得することを旨とした目標を中心として提示している。さらに、「B 社会と薬学」で学ぶ基本的な社会制度やコミュニケーション等に関する知識や行動規範、医療人としての考え方や心構えを理解して、質の高い医療・福祉・公衆衛生等を医療現場や社会で実践するための目標も合わせて掲げた。

「F 臨床薬学」の各学修目標は、B～G領域の学修内容とのつながりを深く意識した上で、大学での学びを、医療現場等で「実践」して目標の達成を評価し、成長を促すことを目指して作成されている。

### ○平成25年度改訂版との相違点、改訂の意図

平成25年度改訂版の「F 薬学臨床」では、病院・薬局での実務の内容に焦点をあてた学修の項目立てを行い、実務実習履修前に大学教育で修得すべき事項と医療現場の実習を経て修得すべき目標を区別して提示していた。しかし、今回の改訂では、「薬物治療の実践的能力」を醸成することを最大の目的として、薬物治療という用語を、疾患の薬物治療（「D 医療薬学」）と患者個々の薬物治療（「F 臨床薬学」）という概念に分割し、「F 臨床薬学」で体系

化することを主眼とした。例えば、「D 医療薬学」で学ぶ疾患や治療薬の標準的、一般的な知識や技能を、「F 臨床薬学」の薬物治療で患者の薬物治療を個別最適化する能力に高めるために統合することが、「F 臨床薬学」における薬物治療である。まず、大学での薬物治療の症例を中心とした学修を十分に行った上で、医療現場での経験を基本とした学修につなげる。したがって、これらの目標は、医療現場における実務実習だけに任せるのではなく、大学と医療施設が連携して教育する目標である。さらに、実習終了後に大学で実習成果を共有して、卒業時の目標達成につなげることを意図して作成している。

## ○内容の構成

急激な薬剤師業務の質的な変化に対応できる医療人材育成を目指し、まず薬剤師の臨床対応能力の根幹である「F-1 薬物治療の実践」能力を提示した。更に薬剤師に求められる社会からのニーズに対応するため、「F-2 多職種連携における薬剤師の貢献」を項目として取りあげ、医薬品の適正な管理や医療安全、感染症制御への貢献を「F-3 医療マネジメント・医療安全の実践」にまとめた。医療現場だけでなく、広く地域住民の健康や衛生環境を維持・増進する薬剤師の重要な役割(能力)を「F-4 地域医療・公衆衛生への貢献」にまとめ、最後に、社会人として医療人として医療現場や地域社会で活動する際に常に実践できなければならない行動・行為・態度の目標を「F-5 臨床で求められる基本的な能力」として提示している。

## ○「A 薬剤師として求められる基本的な資質・能力」とのつながり

「F-1 薬物治療の実践」「F-3 医療マネジメント・医療安全の実践」「F-4 地域医療・公衆衛生への貢献」で修得する能力は、[専門知識に基づいた問題解決能力]、[情報・科学技術を活かす能力]、[薬物治療の実践的能力]、[総合的に患者・生活者をみる姿勢]、[社会における医療の役割の理解]に対応し、「F-2 多職種連携における薬剤師の貢献」は[多職種連携能力]、[コミュニケーション能力]に直接関連している。それらの能力を通して[科学的探究]を具体的に実践する。そして、「F-5 臨床で求められる基本的な能力」は、医療人としての[プロフェッショナリズム]を具体的に行動として示せることを目標としており、[生涯にわたって共に学ぶ姿勢]の醸成を目指すものである。

## ○評価の指針の作成方針

各学修目標の到達レベルは、各大学で設定され、その設定されたレベルにどこまで到達しているかを、大学、医療現場で常に評価しながら学修を進めることになるが、「F 臨床薬学」の入学時から卒業時までの一貫した評価は、大学、医療現場でも一貫して実施する必要がある。そのための共通の評価の観点・視点を指針として提示した。

## ○その他

薬学生の能力や適性は個々に違い、特に実務実習の場では全ての学生に均等な学修機会が与えられるわけではない。その学生の能力や適性、学修現場の環境に合わせた適切な方略を大学と実習施設等が連携して準備し実施することで、ここに提示した目標への到達が可能になるよう、大学、医療現場での具体的な学修対応の幅が確保できるよう配慮した。

また、「G 薬学研究」で修得する能力を、臨床現場の課題解決につなげ、医療・福祉・公衆衛生等の向上に寄与することも「F 臨床薬学」の学修では重要である。

## 「G 薬学研究」

## ○作成方針

今回の改訂では、「G 薬学研究」を主に学部高学年で履修する卒業研究における科学的探究として位置付けた。「G 薬学研究」では、「B 社会と薬学」、「C 基礎薬学」、「D 医療薬学」、「E 衛生薬学」及び「F 臨床薬学」における学修を基盤とした学修として、2つの中項目「G-1 薬学的課題の探究と薬学研究に取り組む姿勢」と「G-2 研究の実践」を順次性

をもって設定した。すなわち、まず卒業研究に際して、批判的思考と俯瞰的思考により薬学的課題を発見し、使命感と責任感を持って、研究倫理に則って研究を遂行する資質・能力を身に付ける。次に研究の実践として、創造的思考により研究課題の設定と研究計画の立案を行い、研究を適正に実施し、科学的根拠に基づいた成果の解析と考察により学術研究としての結論を導く資質・能力を身に付けることを学修目標とする。

平成25年度改訂版でも薬学研究は「G 薬学研究」となっているが、学修成果基盤型教育(OBE)の深化を図る本モデル・コア・カリキュラムにおける「G 薬学研究」は、大学の教育研究上の目的やディプロマ・ポリシーに係り、更に薬剤師が社会から求められる研究能力の修得を目標とする重要な学修である。「G 薬学研究」では、学修目標においてこのような薬学教育プログラムにおける位置づけ及びその重要性を明示した。したがって、大学におけるカリキュラムでは、卒業研究の質的担保が求められるところである。

## ○平成25年度改訂版との相違点、改訂の意図

平成25年度改訂版は、6年卒業時に必要とされている10の資質を掲げてOBEに基づいたカリキュラムとしているが、学修事項が細分化され、到達目標(SBOs)を網羅的に達成できれば一般目標(GIO)に到達できるというプロセス基盤型教育の構成となっている。すなわち、平成25年度改訂版の「G 薬学研究」は中項目「薬学における研究の位置づけ」、「研究に必要な法規範と倫理」及び「研究の実践」から構成され、小項目はなく、合計13のSBOsを設定している。

そこで「G 薬学研究」では、本モデル・コア・カリキュラムの基本方針であるOBEへの深化を図るための概念化した学修目標の設定を踏まえて、上記に示した作成方針を反映させて、中項目「G-1 薬学的課題の探究と薬学研究に取り組む姿勢」と「G-2 研究の実践」を設定し、それぞれ2つの小項目によって構成した。小項目の学修目標と学修事項については、従来のGIOやSBOsのように知識・技能・態度に分けることなく、パフォーマンスとしての「学修」、特に研究の適正な遂行と、科学的根拠に基づいた批判的思考、俯瞰的思考及び創造的思考による研究の遂行を示した。

## ○内容の構成

「G 薬学研究」は、中項目「G-1 薬学的課題の探究と薬学研究に取り組む姿勢」と「G-2 研究の実践」によって構成される。

まず中項目G-1では、卒業研究において実際に研究に取り組む際に必要な薬学的課題の発見に向けた学修を小項目「G-1-1 薬学的課題発見に向けた批判的思考と俯瞰的思考」として置き、大項目CからFにおける学修を図る。また、小項目「G-1-2 薬学研究に取り組む姿勢」を置いて、特に研究倫理に則り、不正を行わず研究を行うための学修を重視する。中項目G-2では、卒業研究における創造的思考による研究の実践について、2つの小項目に順次性を持たせて「G-2-1 研究課題の設定と研究計画の立案」及び「G-2-2 研究の実施と成果の解析・考察」を置いた。

## ○「A 薬剤師として求められる基本的な資質・能力」とのつながり

「G 薬学研究」において身に付ける課題発見能力及び問題解決能力は、薬剤師が医療人として生涯にわたって薬学と医療の発展への寄与により社会に貢献するために必要な全ての資質・能力の基盤となり、また生涯にわたって向上をはかるべき能力である。

したがって、本大項目は「プロフェッショナルリズム」、「総合的に患者・生活者をみる姿勢」、「生涯にわたって共に学ぶ姿勢」、「科学的探究」、「専門知識に基づいた問題解決能力」、「情報・科学技術を活かす能力」、「薬物治療の実践的能力」、「コミュニケーション能力」、「多職種連携能力」、「社会における医療の役割の理解」の資質・能力に係る学修といえる。

## ○評価の指針の作成方針

「G 薬学研究」の評価の指針については、各小項目に掲げた学修目標への総合的な到達度を基準として、指針1～5を設定している。2つの中項目の学修には順次性があるため、中項

目「G-1 薬学的課題の探究と薬学研究に取り組む姿勢」にあたる指針1、2と「G-2 研究の実践」にあたる指針3～5については、1、2の評価に基づいて3～5を評価する。

本大項目の教育においては、上記指針の基準に基づいた達成度評価を的確に行うために、小項目のそれぞれの学修目標の達成に向けて学生が卒業研究に自主的に取り組むために十分な学修環境(設備、期間、指導者の資質・能力等)の設定が望まれる。

#### IV 大学独自の3つのポリシー(ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシー)の作成について

本モデル・コア・カリキュラムに示した生涯にわたる目標である「A 薬剤師として求められる基本的な資質・能力」と、卒業時の大項目B～Gの目標は、達成する時期が異なるが、学修内容はつながっている。各大学は、この点を十分に理解した上で、大学のディプロマ・ポリシーに則った独自性のある教育を実現するため、卒業時の目標を策定する際、「A 薬剤師として求められる基本的な資質・能力」と十分につながるカリキュラムの構築を行う必要がある。

各大学が策定するディプロマ・ポリシーは、卒業時に評価が可能であることが重要である。本モデル・コア・カリキュラムに記載した「A 薬剤師として求められる基本的な資質・能力」は、生涯にわたって目標とする資質・能力を示したもので、平成25年度改訂版に記載されている「薬剤師として求められる基本的資質(10の資質)」のように卒業時に修得する内容を示したものではない。つまり、各大学は本モデル・コア・カリキュラムに記載されている「A 薬剤師として求められる基本的な資質・能力」をそのままディプロマ・ポリシーとするのではなく、各大学の独自の教育方針に則って定める必要がある(図1)。すなわち、「A 薬剤師として求められる基本的な資質・能力」の記載内容を参考に、大項目B～Gに記載されている学修目標から、各大学の独自性、人的・物的資源、教育環境等を十分に勘案して、卒業時に評価が可能なディプロマ・ポリシーを策定し、6年間にわたる効果的な授業計画(カリキュラム・ポリシー)、入学者の受入れ方針(アドミッション・ポリシー)を策定する。

したがって、大項目「B 社会と薬学」から「G 薬学研究」相互の関連は、各大学独自のカリキュラムごとに異なることになるが、基本的な相互の関連は、図2のようにイメージされる。6年制薬学教育を学ぶ学生は、これらの内容を6年間学修した成果とともに、卒業後の生涯にわたる研鑽によって、「A 薬剤師として求められる基本的な資質・能力」の獲得に努めることになる。

本モデル・コア・カリキュラムは、その骨組みを大項目、中項目、小項目に分類して示したものであるが、教員の教科分担表ではない。各大学は小項目にある<学修目標>を学生が達成できるように、学生の視点に立って各項目のつながりを意識し、大項目B～Gの分類を参考にしつつ科目構成を設定し、独自性のある効果的なカリキュラムを構築する必要がある。

今後は、卒前教育から卒後研修等へのシームレスな教育を一層進めることにより、「A 薬剤師として求められる基本的な資質・能力」を生涯にわたる目標として研鑽を積む姿勢が培われることが期待される。

#### V 今後の薬学教育モデル・コア・カリキュラムの運用について

各大学は、その理念やディプロマ・ポリシーに則り、薬学教育モデル・コア・カリキュラムに基づいて大学独自のカリキュラムを構築し実施することが、教育の内部質保証を担保することにつながることを強く意識することが重要である。

また、各大学は本モデル・コア・カリキュラムに準拠した教育を行うことはもとより、語学能力や幅広い教養を身に付けた人材養成に努めることが重要である。

モデル・コア・カリキュラムは策定することが目的ではなく、実際に教育現場で実践されることで、より充実したものになる。この観点から、本モデル・コア・カリキュラムが実施された時点から、各大学で検証を開始し、課題の収集と改善策の実施に絶えず努めることが重要である。

図1 「A 薬剤師として求められる基本的な資質・能力」とディプロマ・ポリシー

大項目B～Gの学修目標を踏まえ、生涯にわたっての目標である「A 薬剤師として求められる基本的な資質・能力」につながるディプロマ・ポリシーを、各大学が独自に作成する必要がある。

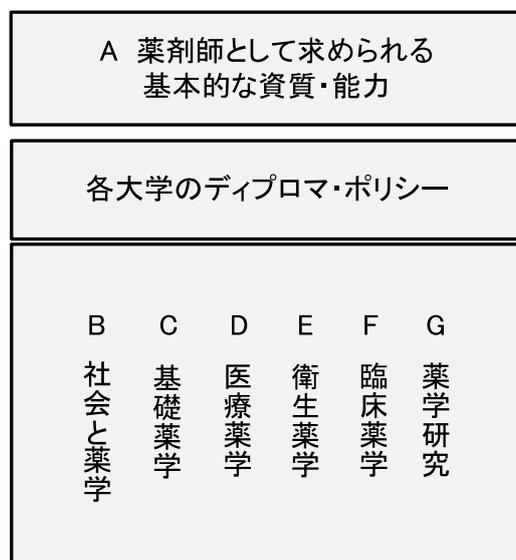
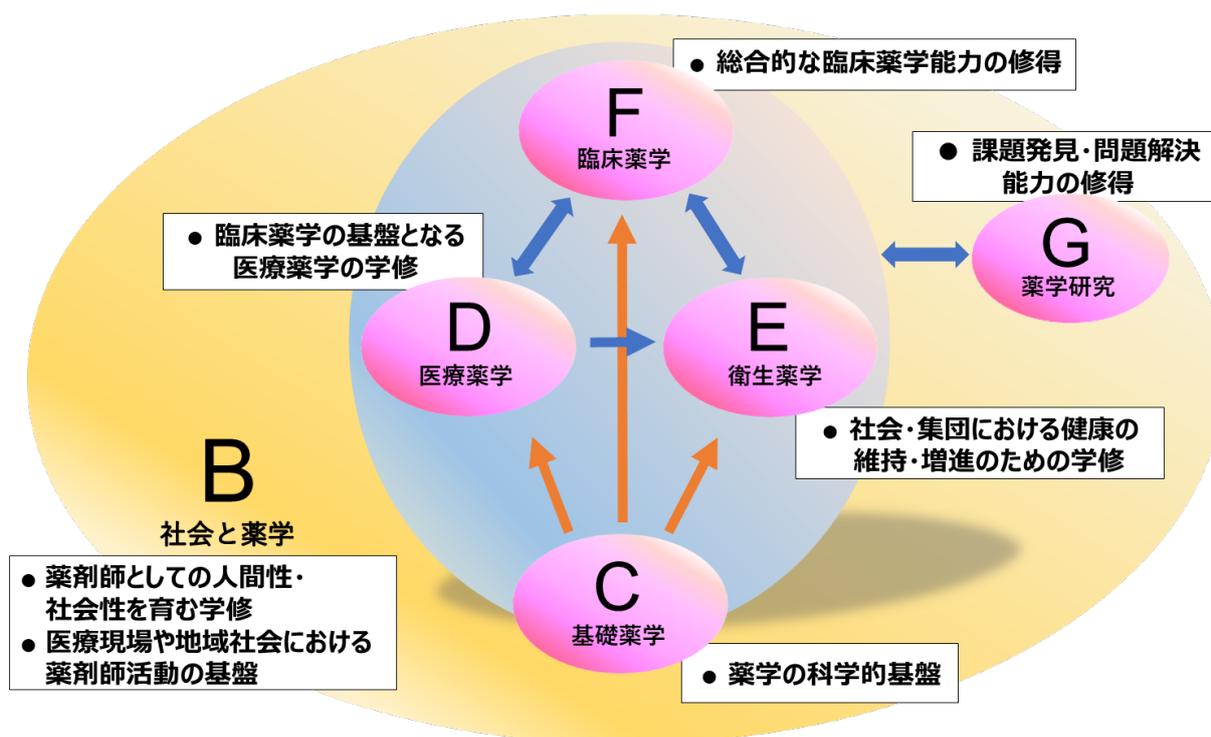


図2 大項目「B 社会と薬学」～「G 薬学研究」の相互の関連(イメージ図)

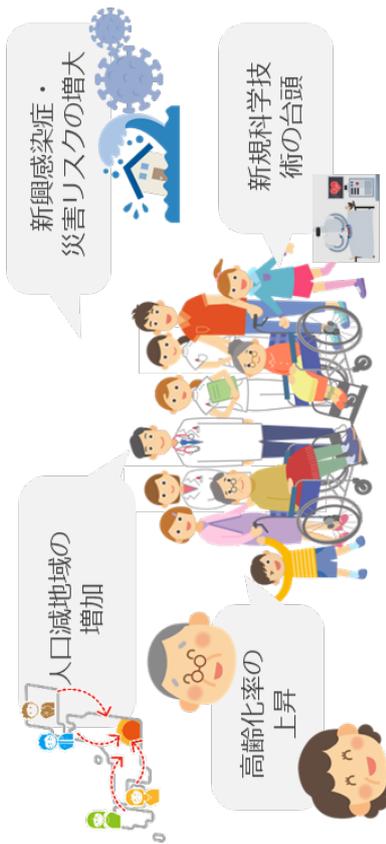


## 薬学教育モデル・コア・カリキュラム（令和4年度改訂版）概要

- 各大学が策定する「カリキュラム」のうち、全大学で共通して取り組むべき「コア」の部分
- 学修時間数の7割程度を目安（残り3割程度は、3つのポリシー等に基づき各大学が自主的・自律的に編成）
- 令和4年度は、医療人として共通の価値観を共有すべく、医学・歯学・薬学で同時に改訂。

### キヤッチ フレーズ

### 「未来の社会や地域を見据え、多様な場や人をつなぎ活躍できる医療人の養成」

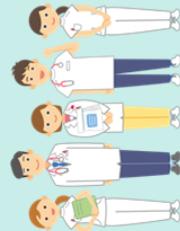


人口構造の変化、多疾患併存、多死社会、健康格差、増大する医療費、新興・再興感染症や災害リスクなど様々な問題に直面し、これらの社会構造の変化は、年を経るにつれ更なる激化が見込まれている。このように社会に多大な影響を与える出来事を的確に見据え、多様な時代の変化や予測困難な出来事に柔軟に対応し、生涯にわたって活躍し、社会のニーズに応える医療人の養成が必須である。

そのためには、医療者としての根幹となる資質・能力を醸成し、多職種で複合的な協力をを行い、多様かつ発展する社会の変化の中で活躍することが求められる。また、患者や家族の価値観に配慮する観点や利他的な態度が重要である。さらには、ビッグデータやAIを含めた医療分野で扱う情報は質も量も拡大・拡張しており、これらを適切に活用した社会への貢献も求められる。

### 薬学教育モデル・コア・カリキュラム 改訂の基本方針

1. 大きく変貌する社会で活躍できる薬剤師を想定した教育内容
2. 生涯にわたって目標とする「薬剤師として求められる基本的な資質・能力」を提示した新たなモデル・コア・カリキュラムの展開
3. 各大学の責任あるカリキュラム運用のための自由度の向上
4. 臨床薬学という教育体制の構築
5. 課題の発見と解決を科学的に探究する人材育成の視点
6. 医学・歯学教育のモデル・コア・カリキュラムとの一部共通化

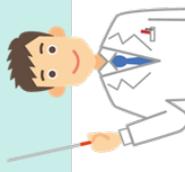


# 薬学教育モデル・コア・カリキュラム（令和4年度改訂版）概要

大項目

**A**

## 薬剤師として求められる基本的な資質・能力



- 「医師/歯科医師/薬剤師に求められる基本的な資質・能力」を原則共通化
- 薬剤師として求められる10の基本的な資質・能力とその説明文を記載

1. フロアエッジナリズム	2. 総合的に患者・生活者をみる姿勢	3. 生涯にわたって共に学ぶ姿勢	4. 科学的探究	5. 専門知識に基づいた問題解決能力	6. 情報・科学技術を活かす能力	7. 薬物治療の実践的能力	8. コミュニケーション能力	9. 多職種連携能力	10. 社会における医療の役割の理解
---------------	--------------------	------------------	----------	--------------------	------------------	---------------	----------------	------------	--------------------

\* 医学/歯学は「患者ケアのための診療技能」

大項目

**B～G**

## 学修目標ほか

- 大項目の学修目標（卒業時の標準的なアウトカム）
- 基本的な資質・能力とのつながり
- 評価の指針（学修目標への到達を評価する視点）

## 小項目

ねらい

- 他の項目との関連性を明記
- 関連の強い項目を列挙

学修目標

- 個別の知識や技能を概念的に把握する目標
- 知識や技能を活用して判断し行動する目標

学修事項

- 学修目標を達成するために必要な具体的な知識や技能・行為等
- 大学がカリキュラム作成に参考とする事項

## 大項目A、B～G、DPの関係

**A 薬剤師として求められる基本的な資質・能力**  
（生涯にわたって目標にする）

**各大学のディプロマ・ポリシー（DP）**  
（卒業時に評価可能でAにつながるものとして策定）

## 大項目B～G

